

南アルプス市地域ささえ愛プラン

～ともに生き支えあう地域づくり～

2025～2029

第5次地域福祉計画 第2期自殺対策計画

第2期成年後見制度利用促進計画 第1期重層的支援体制整備事業実施計画

(案)

令和7年 月

目次

第1章 地域ささえ愛プランとは

1 地域福祉とは	1
2 地域ささえ愛プランとは	5

第2章 南アルプス市の現状

1 地域社会の姿	10
2 地域福祉の取組	17
3 自殺対策の取組	27
4 権利擁護支援の取組	33

第3章 基本理念と基本方針

1 基本理念	38
2 基本方針	39

第4章 目指す姿と取組

1 施策の体系	43
2 重点施策（6つの場づくり）	
① 誰もがつながれる多様で身近な場づくり	44
② 一人一人が尊重される参加と活動の場づくり	46
③ 住民が地域に関心と関わりをもてる場づくり	49
④ 地域の活動がつながり分かちあう場づくり	51
⑤ ニーズや困りごとを相談につなげる場づくり	54
⑥ 包括的な支援を考え実行する場づくり	57

第5章 プランの進め方

1 指標と目標	61
2 推進体制	63
3 おわりに～一人一人の「ありたい未来」	64

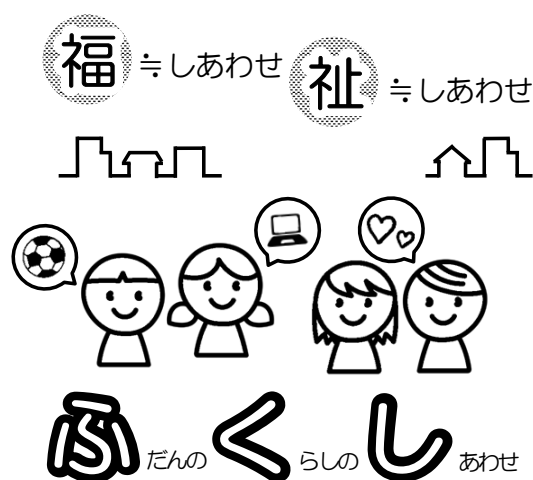
資料編	66
-----	----

第1章 地域ささえ愛プランとは

1 地域福祉とは

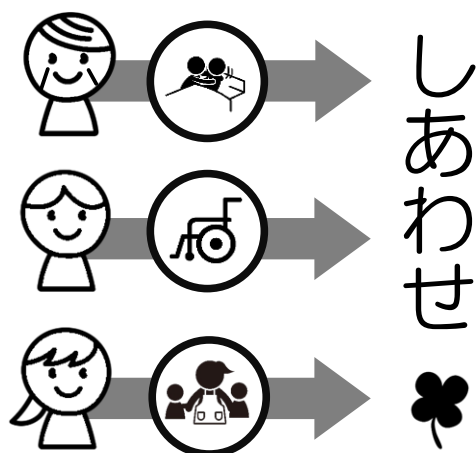
(1) 「しあわせ」を実感できる地域をみんなで作っていくことです

福祉という言葉は「しあわせ」「ゆたかさ」などを表す漢字2文字です。



それは特別な制度や施設のことではなく、この社会に、地域に暮らす、私たち一人一人の「しあわせ」そのものです。最近では「ふ・く・し」の3文字にかけて「ふだんのくらしのしあわせ」と言い換えられることもあります。

あなたにとって「ふだんのくらしのしあわせ」は、例えばどんなことですか？



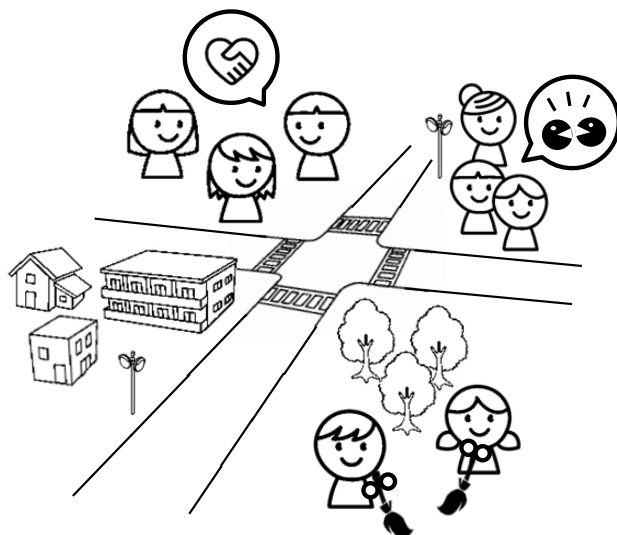
人生には、自分ではどうすることもできない理由から、「ふだんのくらしのしあわせ」が十分に得られなくなる場合もあります。

そんな、自分ではどうにもできない状況を、社会が(みんなで)支えようと、様々な福祉制度がつくられてきました。高齢者福祉は高齢者、障がい者福祉は障がい者、児童福祉は子どもたちの「しあわせ」を支えることを目的としています。

一方、それら「誰か」を支えるのとは違い、地域を支えるのが「地域福祉」です。

地域というと、あなたは、何を思い浮かべますか？

身近な生活の区域、隣近所や友人との人間関係、ゴミ収集や行事などで協力しあう自治会の活動、個人や企業の経済活動など、様々なことが浮かびそうです。



地域福祉の目的は、そんな地域を構成する様々な取組や、その担い手を支えることです。例えば、自治会などのコミュニティの活動や、様々なボランティア活動が充実することは、地域に暮らす私たちの「しあわせ」の土台となります。

地域を構成するのは、私たち一人一人です。

生活している私、役割を担っている私、誰かを必要としている私、必要とされている私、誰かを助ける私、助けられる私・・・

つまり、あなたもその1人です。

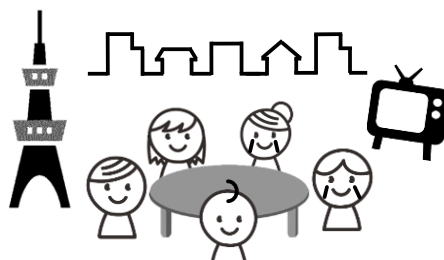
地域を構成するのに、特別な資格も条件もありません。弱者と強者、支え手と受け手にわかれるのではなく、どんな人も大切な主役です。主役となって輝けるようにすること、輝ける地域を私たち自身の手でつくっていくことが、地域福祉の目指すところ です。

誰もが「しあわせ」を実感できる地域を、ともにつくっていきましょう。

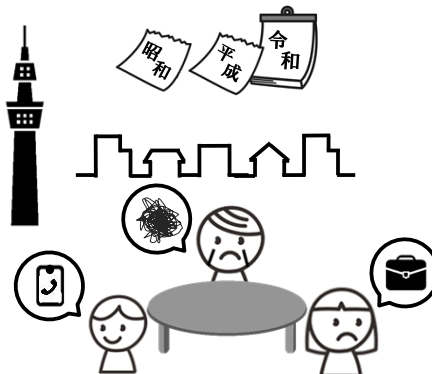


(2) 地域福祉の取組を地域社会の元気につなげていく時代です

戦後、経済成長で社会が豊かになった時代には、多くの人に「だいたいこのくらい」という「ふだんの暮らし」がありました。いわゆる「団塊の世代」などの働き盛りの人たちが社会のしくみを支え、今ある多くの福祉制度もその上に成り立ってきました。



しかし、21世紀の今、国民の働き方、暮らし方は大きく変わりました。家庭や企業が個人の生活を支える機能が弱まり、「だいたいこのくらい」は通用しなくなりました。育児や介護、健康、仕事などに様々な課題を抱える人が増え、年間の自殺者が今なお2万人を超えるなど、誰もが不安と隣り合わせの時代となっています。



長く言われてきた、いわゆる「2025年問題」。団塊の世代が75歳以上になり、国全体で年金や医療、介護などのニーズが増えるとされる時代に突入しました。

さらに、2040年頃には、人口減少の影響が広がり、各地で自治体が消滅するおそれがあるともいわれており、わが国の社会・経済の存続にかかわる大きな問題です。

そんな心配な未来を、希望あるものとしていくために、国は今、それぞれの地域に主体的な創意工夫を求めています。地域社会が「支え手」と「受け手」にわかれるのではなく、多様な一人一人を尊重し、お互いを気にかけて、安心の暮らしと生きがい、助けあいのある地域を、ともに創っていく社会を実現しようというのです。

「地域共生社会」と呼ばれるその形は、地域福祉の目指す姿そのものです。

「支える・支えられる」の関係ではない「支えあい」の地域づくり。それは「困っている」を「困っていない」にする「マイナスからゼロへ」の取組だけに終わりません。今までの枠組みをこえた様々なつながりの中で、ワクワク・ドキドキする場が生まれ、みんなが元気になるような「ゼロからプラスへ」の取組が期待されます。

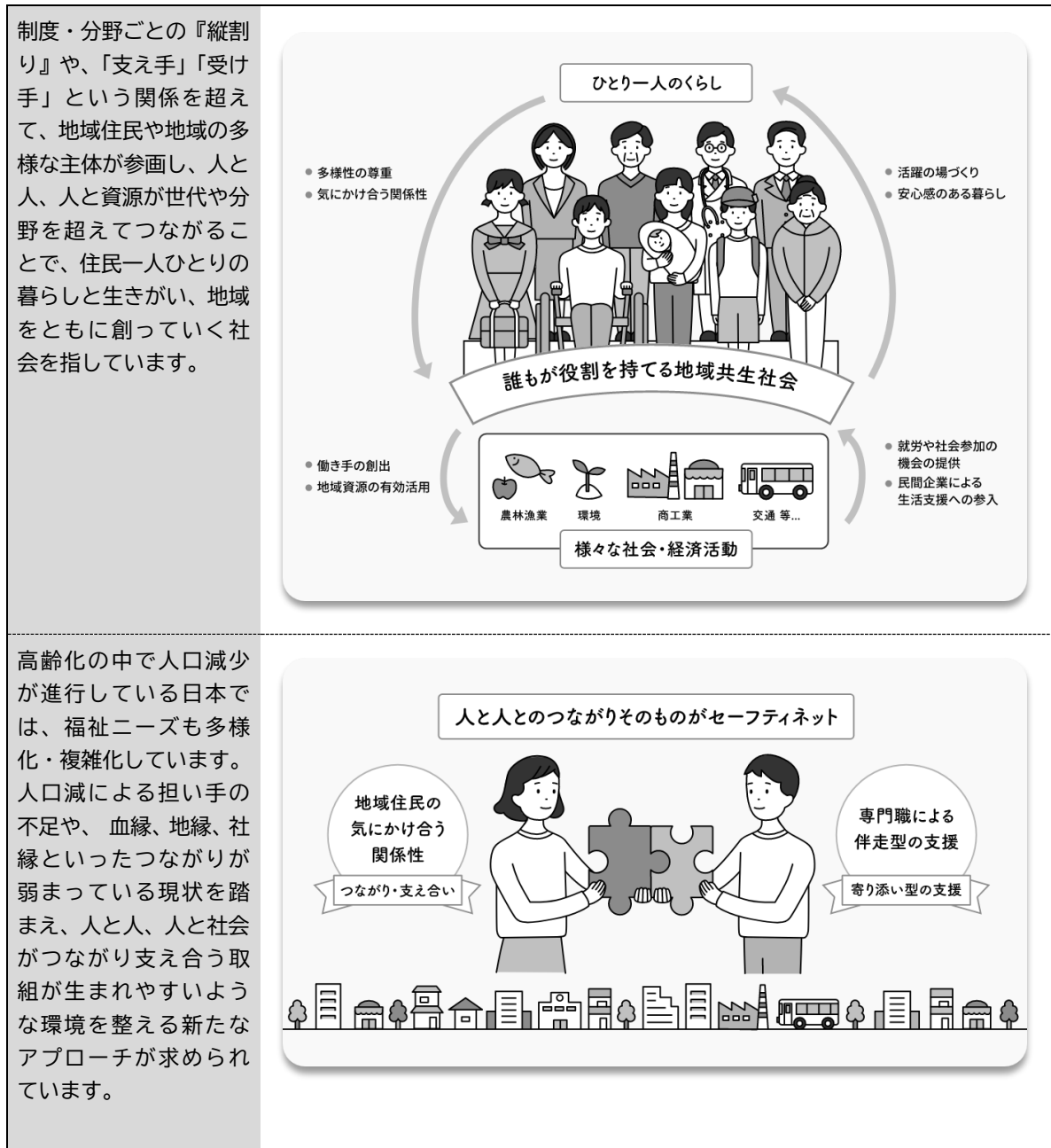
困っている「誰か」を支える「福祉のまちづくり」から、まち全体の「しあわせ」につなげる「福祉でまちづくり」へ。困りごとだけでなく、「楽しい」「うれしい」「やってみたい」を含めた思いを共有しながら、ニーズやチャンスを見つけていく。そんな地域福祉の推進が、わがまちの未来を拓く力となるように。ここからまた、次の扉を開いていきましょう。

【地域共生社会とは】

「地域共生社会」の実現は、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」に盛り込まれたものです。複雑化・複合化する支援ニーズに対応する包括的な支援体制や、総合的なサービス提供体制を整備するため、社会福祉法や介護保険法等の法改正が行われ、様々な分野と連携した「地域福祉の推進」や「地域福祉計画の充実」が求められています。市町村の体制整備のための「重層的支援体制整備事業」も創設されました。

本市は、これまでも「ともに生き支えあう地域づくり」を掲げる地域福祉計画のもと、「支えあいの地域づくり」や「福祉総合相談体制」の推進に取り組んできました。今後も「つながり」や「場づくり」をキーワードとする地域福祉の充実を進め、「南アルプス版・地域共生社会」の実現を目指します。

◆地域共生社会とは（厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」より）



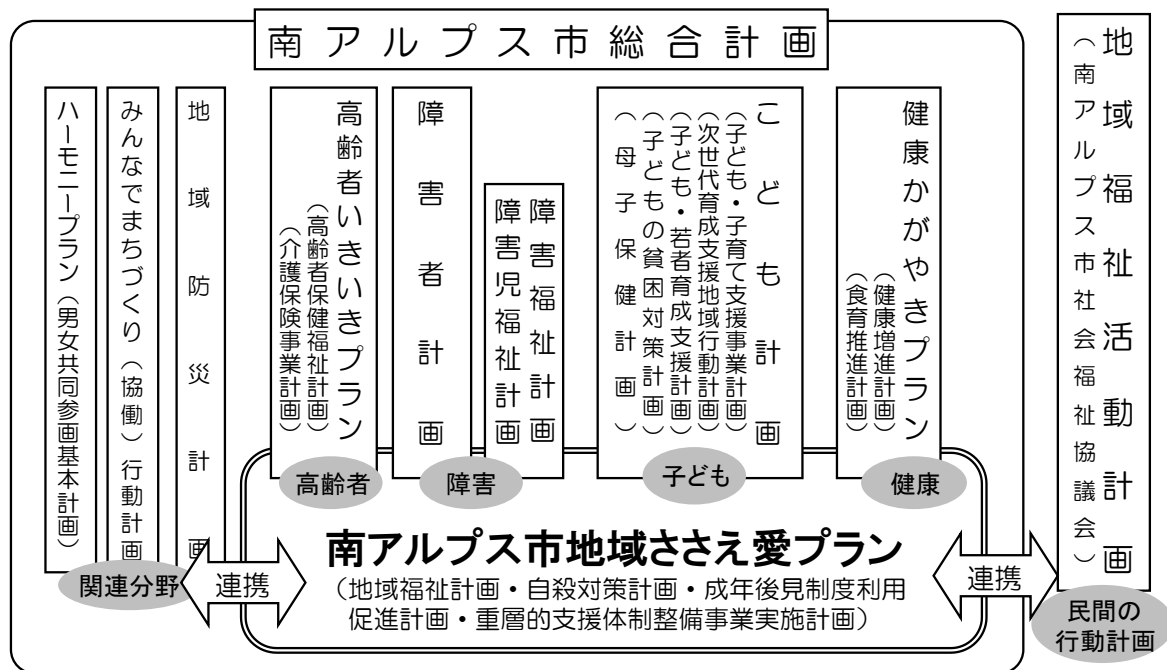
2 地域ささえ愛プランとは

(1) 南アルプス市の福祉のまちづくりの基本計画です

南アルプス市地域ささえ愛プランは、市のまちづくり全体の基本方針である南アルプス市総合計画のもと、福祉のまちづくりに共通する基本的な取組を定める計画です。

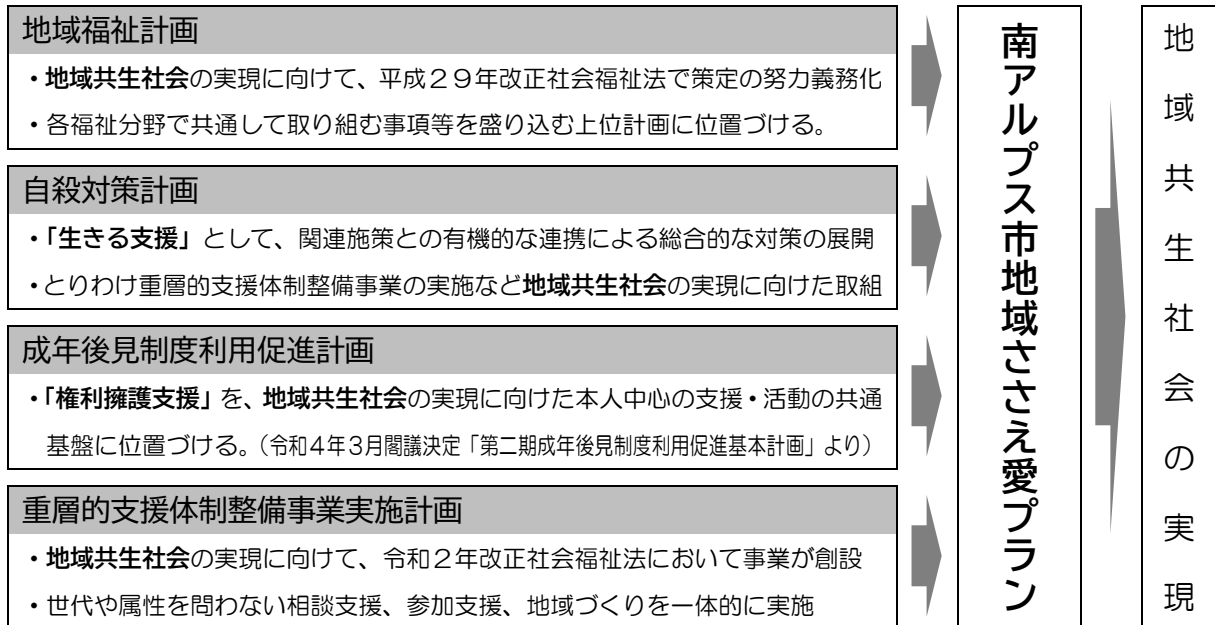
地域防災計画、みんなでまちづくり行動計画、ハーモニープラン（男女共同参画計画）などの施策とも連携し、市民一人一人のより良い暮らしや安全・安心につながる地域づくりを総合的にすすめます。

また、社会福祉協議会（社協）が定める民間の行動計画である「南アルプス市地域福祉活動計画」とは、特に関わりが深く、両輪となるものです。市は市民一人一人の生活課題の解決を、社協は多様な主体が福祉活動に関わるための環境づくりを、それぞれ担います。



(2) 地域共生社会の実現に向けて4つの計画を一体的に定めます

南アルプス市地域ささえ愛プランは、高齢・障がい・児童の各分野の福祉の上位計画として位置づけられる「地域福祉計画」を中心に、これまで個別に策定・検討されてきた4つの計画を一体的に策定することとしたものです。



いずれの計画も、市民一人一人の「ふだんのくらしのしあわせ」を支える地域づくり、しくみづくりなど、「地域共生社会」の実現に向けた理念や方策が重なりあい、市の保健福祉の各分野と連動した横断的な取組が求められます。一体的なプランの策定により、様々な施策を総合的、集中的に推進することを目指します。

【地域福祉計画】

社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画です。福祉の各分野で共通して取り組む事項を定める上位計画として位置づけられています。同法による山梨県地域福祉支援計画のもと、市の実情にあわせた具体的な取組を定めるものです。

国の策定ガイドラインに基づき、次の5つのことを一体的に定めます。

- ① 高齢者・障害者・児童その他の福祉に関し共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉活動への住民参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項

【自殺対策計画】

自殺対策基本法第13条に規定する地域自殺対策計画です。

平成10年以降、全国で年間3万人を超す人が自殺で亡くなる深刻な状態が続き、平成18年に同法が制定、平成28年に改正されました。国を挙げた自殺対策が「生きることの包括的な支援」として全国で格差なく実施されるよう、すべての自治体に計画策定が義務づけられています。

国の自殺総合対策大綱、山梨県自殺対策推進計画の内容を勘案して策定するものです。

国の手引に記載された、盛り込むことが望まれる主な要素は以下のとおりです。

- ① 地域における自殺の特徴、これまでの取組と評価
- ② いのち支える自殺対策における取組
 - ・ 基本施策（「地域自殺対策政策パッケージ」にて全国的な実施が望まれる項目）
 - ・ 重点施策（「地域自殺実態プロファイル」にて推奨される地域の特性に応じた対策）
 - ・ 「生きる支援」に関連する事業・施策
- ③ 自殺対策の推進体制等

【成年後見制度利用促進計画】

成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）第14条第1項に規定する市町村計画です。権利擁護支援の地域連携ネットワーク強化の取組方針となるもので、国の第2期成年後見制度利用促進基本計画により、以下の方針等を盛り込むことが望ましいとされています。

- ① 目的として、地域共生社会の実現に向け、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすること
- ② 目標として、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築すること
- ③ 地域連携ネットワークが、多様な分野・主体の参画と連携・協力の下で、持続可能な形で運営されるための方針
 - ・ 中核機関及び協議会の整備・運営の方針
 - ・ 地域連携ネットワークの支援機能の段階的・計画的な整備方針
 - ・ 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組の推進の方針
 - ・ 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進の方針

【重層的支援体制整備事業実施計画】

社会福祉法第106条の5に規定する重層的支援体制整備事業実施計画です。

重層的支援体制整備事業は、複合化・複雑化した課題を抱える人の支援ニーズに対し、断らない相談と居場所・役割・つながりの創出を一体的に提供する体制整備を図るものです。

本市がこれまで進めてきた地域福祉と福祉総合相談体制のさらなる推進に向けて、新たに創設された国の一体的な交付金のもと、令和7年度から事業を本格実施します。

実施計画には、法令により以下の事項を盛り込むこととされています。

- | | |
|---|---|
| ① | 地域における高齢者・障害者・児童・生活困窮者その他の福祉に関する基本方針（事業全体の実施目的、各分野の事業に共通する基本方針など） |
| ② | 包括的相談支援事業、参加支援事業、地域づくりに向けた支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、多機関協働事業のそれぞれの提供体制 |
| ③ | 重層事業の事業目標・評価指標 |
| ④ | 関係機関間の一体的な連携に関する事項（情報連携、重層的支援会議の実施方法など） |

（3）次の5年間の取組を定める計画です

南アルプス市地域ささえ愛プランは、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5か年計画です。

5年ごとに見直しを行ってきた地域福祉計画を中心に、他の3計画を一体的に策定するにあたり、それぞれ異なっていた計画期間を統一します。

計画（年度）	～R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12～
総合計画		第2次（後期基本計画）					第3次（前期基本計画）					
地域ささえ愛プラン		第4次					第5次					
地域福祉計画		第1期					第2期					
地域自殺対策		第1期					第2期					
成年後見制度利用促進		第1期					第1期					
重層的支援体制整備事業実施計画							第1期					
各部門計画	高齢者いきいきプラン	高齢者保健福祉 介護保険	第6期	第7期		第8期		第9期				
	障害者計画		第4次			第5次						
	障害福祉計画		第5期	第6期		第7期		第8期				
	障害児福祉計画		第1期	第2期		第3期		第4期				
計画	子ども計画		（第2期子ども・子育て支援事業計画）				（第1期）					
	健康かがやきプラン	健康増進 食育推進	第3次				第2次					
地域福祉活動計画（社協）		第4次					第5次					

(4) 市民の皆さんの声を反映して策定しました

地域ささえ愛プランの策定にあたっては、市民や関係機関・団体のみなさんで構成する南アルプス市地域福祉施策推進会議において、現状を踏まえた5年後の南アルプス市の「ありたい未来」を話し合い、素案をまとめました。

また、自殺対策計画は庁内の南アルプス市自殺対策推進会議、成年後見制度利用計画は関係者・団体が構成する南アルプス市権利擁護・成年後見制度利用促進協議会、重層的支援体制整備事業実施計画は庁内のワーキンググループで、それぞれ内容を検討しました。

広く市民のみなさんの声を反映するため、策定に先立ってアンケート調査及びワークショップ（地域福祉施策推進会議作業部会）を行うとともに、計画書素案に対して、令和7年2月1日（土）から2月28日（金）までの28日間、パブリックコメントを実施しました。

◆地域ささえ愛プラン（2025～2029）策定までの経過

日付	項目	内容
令和5年11月17日～	重層事業ワーキンググループ（前半）	概要と実施イメージの共有
令和6年 1月30日	★地域福祉施策推進会議	次期計画に向けた課題整理
2月19日	権利擁護・成年後見制度利用促進協議会	次期計画に向けた課題整理
3月 7日	★地域福祉施策推進会議	市民アンケートについて
14日	重層事業ワーキンググループ中間まとめ	現状と実施イメージの整理
16日	地域ささえ愛セミナー	各分野の実践報告
4月 9日～	重層事業ワーキンググループ（後半）	実施体制の協議
5月10日	市民アンケート調査（28日まで）	地域福祉に対する意見聴取
13日	自殺対策推進会議	次期計画に向けた論点整理
22日	庁内セーフティネット連絡会議	
6月10日	市民ワークショップ（作業部会） ①支援が行き届く「しくみづくり」 （相談支援と権利擁護）	1回目：課題を語る
13日	市民ワークショップ（作業部会） ②孤独・孤立を防ぐ「つながりづくり」 （参加支援と地域づくり）	1回目：課題を語る
17日	市民ワークショップ（作業部会）①	2回目：ありたい未来を語る
20日	市民ワークショップ（作業部会）②	2回目：ありたい未来を語る
27日	★地域福祉施策推進会議	
7月 3日	権利擁護・成年後見制度利用促進協議会	次期計画骨子の協議
8月 7日	重層事業ワーキンググループ最終報告	実施計画骨子としてまとめ
9月30日	★地域福祉施策推進会議	次期計画骨子の協議
12月17日～	権利擁護・成年後見制度利用促進協議会	計画素案の審議（書面）
23日	★地域福祉施策推進会議	計画素案の審議
令和7年 1月16日	自殺対策推進会議	計画素案の審議
17日～	★地域福祉施策推進会議	計画素案の最終確認（書面）
2月 1日～	市民意見募集（パブリックコメント）	※2月28日まで

第2章 南アルプス市の現状

1 地域社会の姿

(1) 人と自然が共生しながら発展してきたまちです

南アルプス市は、甲府盆地の西側、南アルプス山麓に位置し、3千メートル級の山々の崇高な姿のもとに、人々の暮らしや産業、文化が息づく、緑豊かな美しいまちです。

明治初年には62の村に分かれていたこの地は、明治・昭和の合併を経て八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町の6町村となり、平成15年4月1日、この6町村の合併により南アルプス市が誕生し、現在に至っています。

古くは縄文時代から人の営みがあった地域ですが、市北部を流れる御勅使川が形成してきた広大な扇状地と、市南部にかけては多くの河川が集まる地形により、歴史上たびたび水害や水不足に苦しんできました。この地に暮らす人々は、その都度お互いに支えあって困難を乗り越え、山々の恵みや農耕、東西南北の物流や交流をとおして力強く、豊かな地域社会を築いてきました。常に時代に立ち向かい、より良く生きることをあきらめなかった先人の営みが、今日の私たちの暮らしの礎となっています。

平成26年6月、本市を含む山梨・長野・静岡の3県10市町村にわたる「南アルプス」がユネスコエコパーク（生物圏保存地域）に登録されました。自然と人間社会との共生による持続可能な発展を掲げるユネスコエコパークの理念と実践は、SDGs（持続可能な開発目標）の達成にもつながる、本市の重要な基盤の一つです。

こうした中、中部横断自動車道やリニア中央新幹線などの広域的な交通網整備や、企業の誘致、子育て支援の充実、南アルプスインターチェンジ周辺の新たな拠点「fumotto 南アルプス」の開業などにより、地域交流や経済の活性化が期待されています。

この先も、この地に人々の幸せな暮らしがあり続けるよう、市民、関係者、行政がともに手を携えて、未来に向けたまちづくりをすすめています。

南アルプス市民憲章

緑かがやく自然を守り
なかよく美しい心を結び合い
未来にひらく豊かなまちをつくることを
アルプスの山々に誓います

<憲章の説明>

- 1 「みなみアルプス」を行の先頭に来るように配置した。
- 2 あらゆる世代に覚えやすいよう、なるべく短く、簡潔な言葉とした。
- 3 市民アンケートの言葉から、「緑」、「かがやき」、「自然」、「なかよし」、「美しい」、「心」、「未来」、「豊か」、「アルプス」、「山」を使用した。
- 4 市民憲章が訴える要素として、自然保護、市民のふれあい、豊かな地域(経済的、精神的、文化的などあらゆる面での)3つをあげ、崇高なアルプスの山々に約束する形で南アルプス市の特徴を出した。

(平成16年10月15日公告第58号)



(2) 少子高齢化が進んでいます

令和6年4月1日現在、南アルプス市の人口は71,511人です。

65歳以上の高齢者が2万人を超え、約3.5人に1人が高齢者となっています。

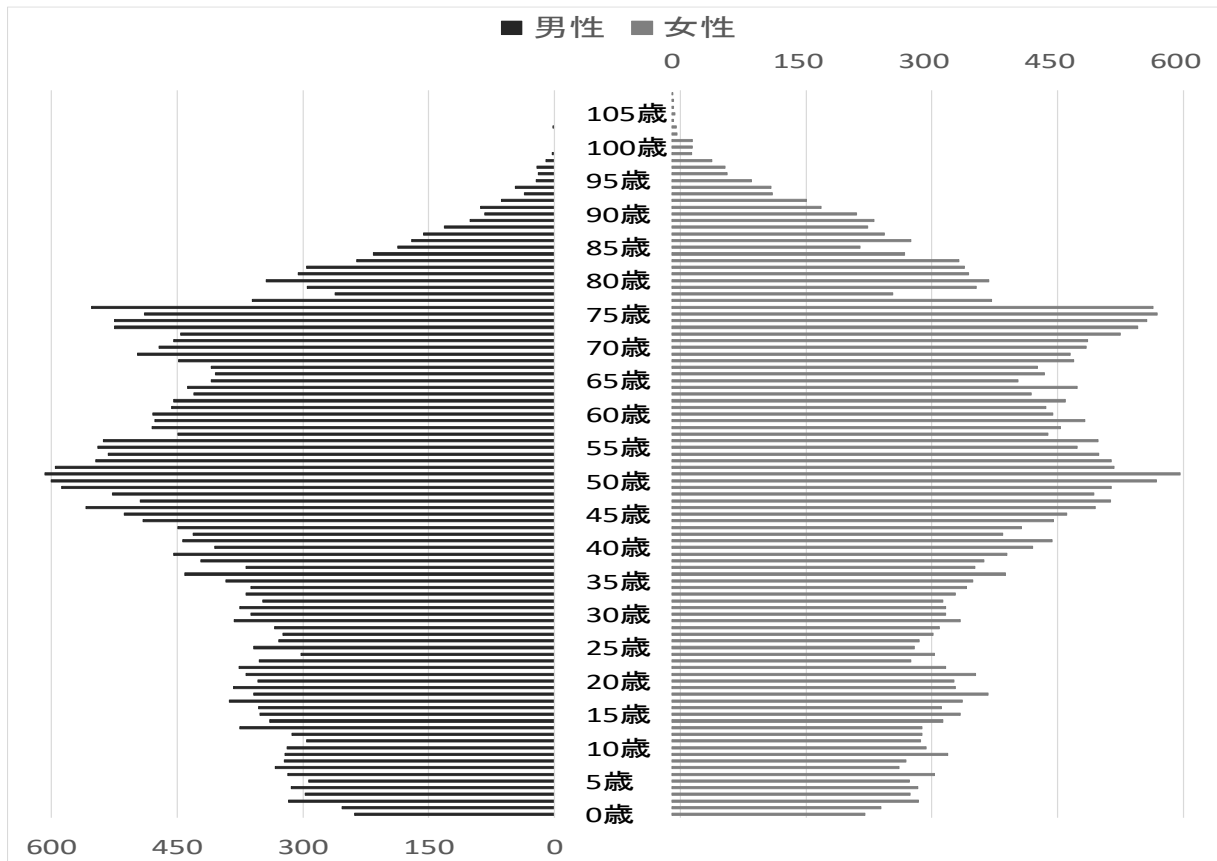
世帯数は29,986世帯です。1世帯あたりの人員は平均2.4人です。

◆市内の小中学校区別の人口と世帯数（令和6年4月1日現在／住民基本台帳に基づく）

地区 (小中学校区)	人口 (人)	人口				世帯数 (世帯)	
		0～14歳	15～64歳	65歳～	75歳～ ※再掲		
八田	6,980 (100.0%)	814 (11.7%)	4,176 (59.8%)	1,990 (28.5%)	1,060 (15.2%)	3,080	
白根	白根源	2,998 (100.0%)	266 (8.9%)	1,649 (55.0%)	1,083 (36.1%)	578 (19.3%)	1,424
	白根百田	5,268 (100.0%)	657 (12.5%)	3,079 (58.4%)	1,532 (29.1%)	781 (14.8%)	2,124
	白根飯野	5,142 (100.0%)	614 (11.9%)	2,965 (57.7%)	1,563 (30.4%)	835 (16.2%)	2,174
	白根東	5,810 (100.0%)	697 (12.0%)	3,569 (61.4%)	1,544 (26.6%)	831 (14.3%)	2,473
芦安	224 (100.0%)	20 (8.9%)	104 (46.4%)	100 (44.6%)	58 (25.9%)	116	
若草	若草	8,143 (100.0%)	1,294 (15.9%)	4,822 (59.2%)	2,027 (24.9%)	1,075 (13.2%)	3,193
	若草南	5,713 (100.0%)	880 (15.4%)	3,712 (65.0%)	1,121 (19.6%)	502 (8.8%)	2,295
櫛形	小笠原	8,127 (100.0%)	1,023 (12.6%)	4,859 (59.8%)	2,245 (27.6%)	1,291 (15.9%)	3,479
	櫛形北	4,185 (100.0%)	488 (11.7%)	2,416 (57.7%)	1,281 (30.6%)	728 (17.4%)	1,693
	櫛形西	2,051 (100.0%)	155 (7.6%)	1,098 (53.5%)	798 (38.9%)	403 (19.6%)	874
	豊	4,448 (100.0%)	601 (13.5%)	2,575 (57.9%)	1,272 (28.6%)	689 (15.5%)	1,782
甲西	落合	2,638 (100.0%)	266 (10.1%)	1,492 (56.6%)	880 (33.4%)	434 (16.5%)	1,098
	大明	6,203 (100.0%)	827 (13.3%)	3,611 (58.2%)	1,765 (28.5%)	942 (15.2%)	2,666
	南湖	3,581 (100.0%)	390 (10.9%)	2,160 (60.3%)	1,031 (28.8%)	543 (15.2%)	1,515
合計（市全体）	71,511 (100.0%)	8,992 (12.6%)	42,287 (59.1%)	20,232 (28.3%)	10,750 (15.0%)	29,986	

年齢別の人口構成では、令和6年4月1日現在、1,214人で最も多い51歳（昭和47年度生まれ）の人をピークに、45歳（昭和53年度生まれ）の人からは各年代1,000人未満となっています。年間の出生数が500人を下回り、人口の自然減が続いています。一方で近年、転入者の増加による社会増もあり、全国的に人口減少が進む中で、本市の人口は微増が続いています。長生きできる人が増え、市からの100歳や88歳の長寿のお祝いに多くの方が対象となっています。一方で、20歳に達する人は700～800人台、小学校1年生は500人台となっており、年代とともに子どもの数が減ってきています。

◆南アルプス市の人口ピラミッド（令和6年4月1日現在／住民基本台帳に基づく）



◆市内の出生数と死亡数（人口動態統計より／S55 の出生・死亡率は計算方法が異なるため参考値）

項目	単位	S55	…	H30	R1	R2	R3	R4
出生数	人	658		507	473	489	487	480
出生率	‰	12.2		7.3	6.9	7.1	7.1	7.0
死亡数	人	449	…	772	773	741	792	789
死亡率	‰	8.3		11.2	11.2	10.8	11.6	11.5
自然増減	人	209		▲265	▲300	▲252	▲305	▲309

◆市内の転入者数と転出者数（山梨県常住人口調査結果報告書年報より／前年10月1日～当年9月30日の移動数）

項目	単位	R1	R2	R3	R4	R5
転入者数	人	2,196	2,090	2,341	2,402	2,300
転出者数	人	2,236	2,020	1,984	1,988	1,919
社会増減	人	▲40	70	357	414	381

◆長寿のお祝いと二十歳のつどい・新入学（介護福祉課及び教育委員会資料）

項目	単位	R2	R3	R4	R5	R6
100歳祝金贈呈	人	30	14	32	28	(見込)24
長寿祝金(88歳)贈呈	人	371	355	※ 634	377	390
20歳(市外在住者含む「二十歳のつどい」対象者)	人	802	853	828	768	791
小学校1年生(各年度5月1日時点)	人	580	596	541	555	564

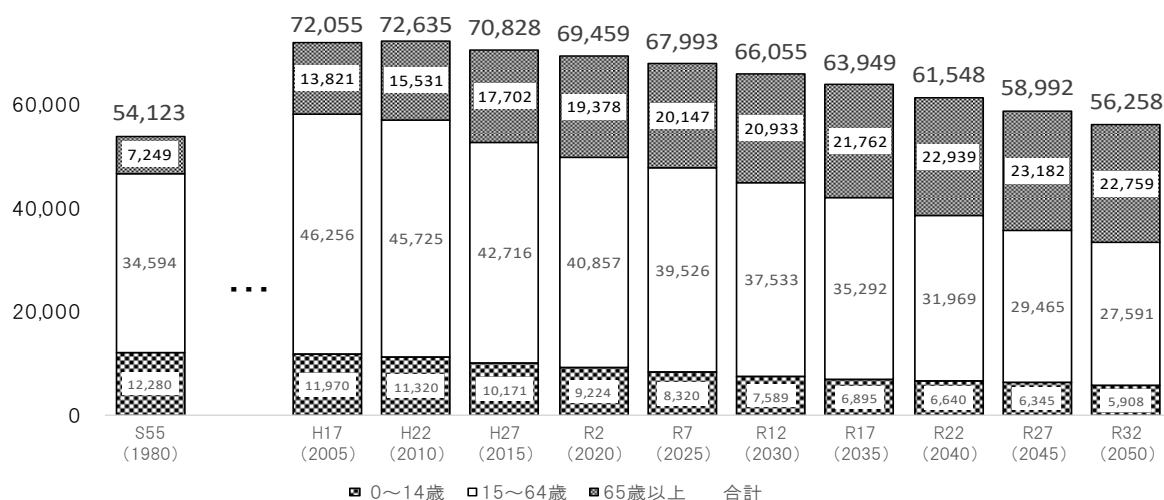
※ R4年度の長寿祝金(88歳)贈呈は、条例改正により対象の変更(敬老の日に満88歳となる方→当年度末までに満88歳となる方)があり、この年度で調整を行ったため、贈呈者数が多くなっています。

今後の推移をみると、40年前の昭和55（1980）年に54,123人であった本市の人口は、平成22（2010）年の72,635人をピークに減少局面にあります。

令和32（2050）年には56,258人まで減少すると見込まれています。

年齢別では、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）が減り、高齢者人口（65歳～）が増えていきます。2050年には、高齢者が全体の4割となる一方、生産年齢人口が約5割、年少人口は1割になると見込まれています。

◆総人口・年齢別構成の推移と見込（国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所資料をもとに作成）



実績 ← → 見込

	S55 1980	...	H17 2005	H22 2010	H27 2015	R2 2020	R7 2025	R12 2030	R17 2035	R22 2040	R27 2045	R32 2050
65歳～	13.4%	...	19.2%	21.4%	25.0%	27.9%	29.6%	31.7%	34.0%	37.3%	39.3%	40.5%
15～64歳	63.9%	...	64.2%	63.0%	60.3%	58.8%	58.1%	56.8%	55.2%	51.9%	49.9%	49.0%
0～14歳	22.7%	...	16.6%	15.6%	14.4%	13.3%	12.2%	11.5%	10.8%	10.8%	10.8%	10.5%

※ H17・H22・H27 は一部年齢不詳のため合計が一致しません。

家族の形も変わってきています。昭和55（1980）年には平均4.0人であった1世帯あたりの人員は、直近の令和2（2020）年には2.7人となりました。婚姻率は低く、離婚率は高くなってきています。単身世帯や夫婦のみ、高齢者のみの世帯、ひとり親世帯などが増え、家族の機能や生活様式が多様化しています。

◆1世帯あたりの人員（国勢調査より）

項目	単位	S55	...	H12	H17	H22	H27	R2
人口	人	54,123	...	70,116	72,055	72,635	70,828	69,459
世帯数	世帯	13,510	...	21,594	23,316	24,500	25,135	26,059
1世帯あたりの人数	人	4.0	...	3.2	3.1	3.0	2.8	2.7

◆人口動態統計より（人口動態統計より／S55の率は計算方法が異なるため参考値）

項目	単位	S55	...	H30	R1	R2	R3	R4
婚姻	人	290	...	263	302	261	266	221
婚姻率	‰	5.4	...	3.8	4.4	3.8	3.9	3.2
離婚	人	37	...	130	103	126	96	89
離婚率	‰	0.68	...	1.88	1.50	1.84	1.40	1.30

(2) 自治会や地域活動の継続が難しくなっています

地域コミュニティの最も基本的な組織が自治会です。地域で暮らす住民同士が顔の見える関係を築き、災害などの緊急時をはじめ、日常の環境整備や文化の伝承など様々な面で、地域の安全・安心の基盤を担う重要な場です。この5年間では、多くの地区で加入世帯数が増えています。加入率は低下傾向です。未加入世帯の増加とともに、加入世帯の高齢化も進み、活動や行事への協力が難しいために脱会や組を解散する例もあります。自治会への理解と関心を広げると同時に、負担軽減や効率化などの様々な対応が必要となってきました。

◆自治会加入率の変化（R2→R6）（各年度4月1日現在／市民活動支援課資料に基づく）

地区 (小学校区)	世帯数			自治会加入世帯数			自治会加入率			
	R2	R6	増減	R2	R6	増減	R2	R6	増減	
八 田	2,914	3,080	166	1,908	1,909	1	65.48%	61.98%	▲3.50%	
白 根	白 根 源	1,389	1,424	35	887	900	13	63.86%	63.20%	▲0.66%
	白 根 百 田	2,061	2,124	63	1,439	1,402	▲37	69.82%	66.01%	▲3.81%
	白 根 飯 野	2,106	2,174	68	1,608	1,646	38	76.35%	75.71%	▲0.64%
	白 根 東	2,334	2,473	139	1,501	1,575	74	64.31%	63.69%	▲0.62%
芦 安	129	116	▲13	129	113	▲16	100.00%	97.41%	▲2.59%	
若 草	若 草	2,923	3,193	270	1,939	2,209	270	66.34%	69.18%	2.85%
	若 草 南	2,090	2,295	205	1,088	1,637	549	52.06%	71.33%	19.27%
櫛 形	小 笠 原	3,171	3,479	308	2,539	2,557	18	80.07%	73.50%	▲6.57%
	櫛 形 北	1,596	1,693	97	1,194	1,207	13	74.81%	71.29%	▲3.52%
	櫛 形 西	865	874	9	708	690	▲18	81.85%	78.95%	▲2.90%
	豊	1,692	1,782	90	1,276	1,310	34	75.41%	73.51%	▲1.90%
甲 西	落 合	1,078	1,098	20	798	791	▲7	74.03%	72.04%	▲1.99%
	大 明	2,418	2,666	248	1,723	1,906	183	71.26%	71.49%	0.24%
	南 湖	1,471	1,515	44	861	881	20	58.53%	58.15%	▲0.38%
合計（市全体）	28,242	29,986	1,744	19,598	20,733	1,135	69.39%	69.14%	▲0.25%	

自治会をはじめ、地域には私たちの暮らしの安全・安心などに関わる様々な役職や団体があります。市民のみなさんが、それぞれの任期中、地域に関わり、様々な知識やつながりを得る機会となる一方、この5年間で、人数が減少した役職や団体も少なくありません。価値観の変化や働く高齢者の増加などにより、担い手の確保が年々難しくなっています。

◆地域コミュニティを支える主な役職や団体（令和6年12月現在）

名称	人数等	名称	人数等
自治会長	86人	第2層地域支えあい協議体	16協議体 246人
町内会長（区長と呼ぶ場合も含む）	105人	第3層地域支えあい協議体	63地区 59協議体
組長	1,504人	愛育会班員	480人
民生委員児童委員	178人	食生活改善推進員	248人
赤十字奉仕団	504人	老人クラブ（シニアクラブ）会員	2,877人
防災リーダー（講習会修了者）	570人	市社協登録ボランティア団体	34団体 478人
消防団員	701人	市民活動センター登録団体	91団体

(3) 子どもから高齢者まで支援を必要とする人が増えています

本市は、健康診断の受診率が高いなど、市民のみなさんの健康や福祉への関心が高い地域です。一方で、様々な面で支援を必要とする人も増えています。

少子化がすすみ、母子健康手帳交付数や小・中学校の児童・生徒数は年々減少している一方で、通常学級以外での特別支援教育の対象となる子どもは増えています。経済的にゆとりがない子育て世帯も多く、ひとり親世帯の児童扶養手当や給食費等に関する就学援助費を受給しています。外国人の世帯が就労や子どもの就学・進路に苦勞している例もあります。

働けなくなったあとで十分な年金を受給できないなどの様々な理由から、生活保護を受ける人も増加傾向です。高齢者の増加とともに、介護サービスの利用も年々増えています。身体障害者手帳をもつ人の数は減少傾向ですが、精神障がいや発達障がいにより福祉サービスや医療費助成を受ける人が増え、特に子どもの障害児サービス利用は年々増えています。

◆保健・福祉・教育などの現状（令和6年4月1日現在又は年間（※は前年度または前年）の実績）

項目	単位	R2	R3	R4	R5	R6	
母子健康手帳交付 ※	人	523	478	510	434	441	
小・中学校の児童・生徒数	人	5,748	5,621	5,520	5,468	5,402	
特別支援教育の対象者数	人	216	251	287	292	331	
就学援助費受給者数	人	466	469	467	419	393	
ひとり親世帯（児童扶養手当）	件	524	516	511	496	480	
住民登録されている外国人	人	1,121	1,124	1,165	1,336	1,443	
	世帯（外国人のみ）	世帯	492	505	508	621	696
生活保護	世帯	世帯	301	326	343	344	328
	受給者	人	382	421	437	433	417
	保護率	%	0.54	0.59	0.61	0.61	0.58
	生活保護費 ※	百万円	604	628	601	655	621
虐待の通報・相談	児童 ※	件	72	95	151	161	152
	高齢者 ※	件	27	23	16	24	22
	障がい者 ※	件	12	4	11	8	4
避難行動要支援者	名簿登録者	人	798	860	825	704	639
	要配慮者	人	6,937	7,054	7,224	7,634	8,041
認知症高齢者（在宅・施設）	人	2,283	2,366	2,339	2,284	2,212	
介護保険	要介護認定	人	2,617	2,703	2,697	2,677	2,634
	要支援認定	人	300	324	416	453	561
	給付費 ※	百万円	5,313	5,379	5,270	5,371	5,392
障害者手帳	身体	人	2,716	2,695	2,637	2,359	2,352
	療育（知的）	人	572	590	606	590	605
	精神	人	693	729	750	775	831
障害福祉サービス	利用者	人	639	680	702	702	736
	給付費 ※	百万円	1,324	1,378	1,429	1,508	1,584
障害児通所支援	利用者	人	188	201	220	252	253
	給付費 ※	百万円	259	307	342	377	440
自立支援医療受給	更生医療	人	246	260	249	259	262
	精神通院	人	1,141	1,273	1,227	1,242	1,351
市総合健診（特定健診）受診率 ※	%	57.4	55.0	57.4	58.5	58.1	

(4) このまちに住み続けたいと多くの方が答えています

◆令和6年度市民アンケート調査の概要

・基準日	令和6年4月1日
・対象	18歳以上の市民、1,500人（無作為抽出）
・期間	令和6年5月7日～令和6年5月21日（15日間）
・回収率	42.9%（有効回答数643件）

市では毎年度、市政全般についての市民意識調査を行っています。

令和6年5月の最新の調査では、約7割の人が「南アルプス市に住み続けたい」と答えています。「自治会などの地域活動への参加」「子どもへのあいさつや声かけ」「災害への備え」など、一人一人の生活に身近な項目には、肯定的な回答が多くみられました。

また、この計画と特に関わりの深い「生活に困った時、市役所に相談窓口があることを知っていますか？」の問いについて、5年前と比較すると、「知っている」は4.9ポイント高く、「知らない」は6.5ポイント低い結果となっています。

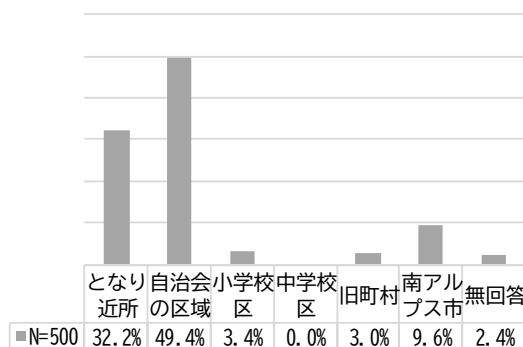
質問内容	○肯定 あてはまる ややあてはまる	△中立 どちらともいえない	×否定 あてはまらない あまりあてはまらない	記入無	合計
南アルプス市に住み続けたいと思いますか	69.8%	22.1%	6.7%	1.4%	100.0%
あなた自身またはご家族のどなたかが、自治会などの地域活動に参加していますか	62.5%	8.6%	27.0%	2.0%	100.0%
地域の子どもたちに、あいさつや声かけなどを行なっていますか	61.1%	20.1%	16.3%	2.5%	100.0%
地震や水害等の災害に備えて備蓄や避難所の確認などを行なっていますか	57.4%	19.8%	20.8%	2.0%	100.0%
日常的に健康づくりをしていますか	55.4%	24.6%	18.4%	1.7%	100.0%
まちづくりに関心がありますか	53.5%	32.2%	12.1%	2.2%	100.0%
「バリアフリー」や「ユニバーサルデザイン」の意味をご存知ですか	(知っている) 51.6%	(聞いたことがある) 32.4%	(知らない) 13.7%	2.3%	100.0%
生活に困った時、市役所に相談窓口があることを知っていますか	(知っている) 45.4%	(聞いたことがある) 30.8%	(知らない) 22.1%	1.7%	100.0%
地域の福祉サービスが安心して受けられると思いますか	42.2%	38.4%	17.3%	2.2%	100.0%
南アルプス市は、老後も安心して暮らせると思いますか	41.7%	33.9%	22.7%	1.7%	100.0%
地域で見守り、声かけなどの助け合いが行われていると感じますか	37.5%	35.9%	24.3%	2.3%	100.0%
自治会などの地域活動により、地域が活性化していると感じますか	33.8%	39.4%	24.7%	2.2%	100.0%
障がいのあるかたへの声かけ、または見守りなどを行なっていますか	28.5%	36.4%	31.7%	3.4%	100.0%
公共交通で生活に必要な移動ができると思いますか	11.8%	26.4%	59.3%	2.5%	100.0%

2 地域福祉の取組

(1) 「地域」の範囲を階層で捉えています

地域を支える地域福祉ですが、そもそも「地域」とはどの範囲でしょうか？

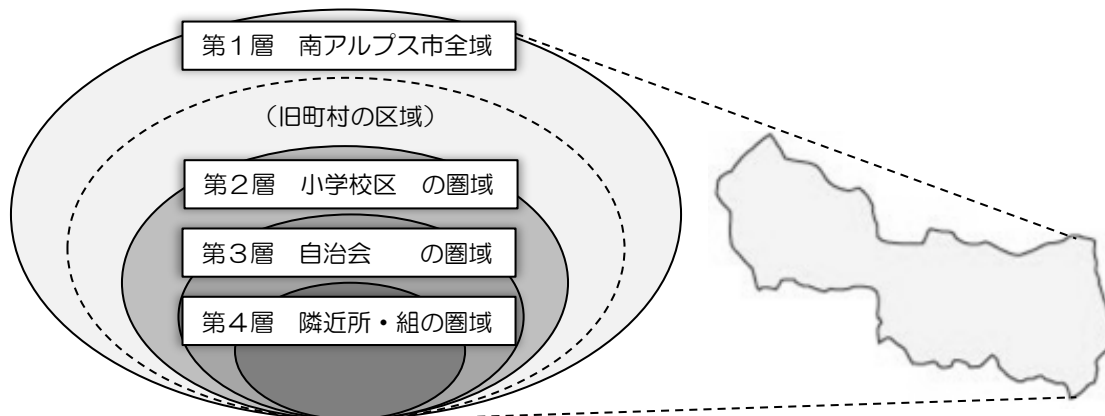
アンケート調査で「地域で助け合う場合にあなたの考える『地域』とはどの範囲ですか？」の問いに、最も多いのは「自治会の区域」、次いで「となり近所」という回答でした。10年前の前のアンケートでも同様の結果でした。より身近な範囲で、実際に様々な活動が行われる自治会の範囲を「地域」と考える人が多いことがわかります。



地域福祉においては、関わる人や団体・機関の立場や機能などによって、身近な隣近所のことから、市全体にかかわることまで、対象とする「地域」の範囲もそれぞれです。

この計画では、地域福祉の基本的な枠組みとして、市内における「地域」を次の4つの階層でとらえます。

◆「地域」の範囲のとらえかた（4階層からなる地域福祉の圏域）



階層	範囲	備考
第1層	市全域	1 地域（南アルプス市）
	旧町村（概ね中学校区）	6 地域（八田・白根・芦安・若草・櫛形・甲西）
第2層	小学校区	15 地域（八田 1・白根 4・芦安 1・若草 2・櫛形 4・甲西 3）
第3層	自治会・町内会（区）	86 自治会（+105 町内会）
第4層	隣近所・組	1,504 組

この階層を基本に、困りごとをできるだけ身近なところで早期発見・早期支援するしくみ、住民にできる活動をそれぞれの地域に応じて考える枠組み、住民に解決できないことをしっかりと受け止める公的な支援体制など、1人の困りごとから地域の課題まで様々なことに対応するための方策を考えます。

(2) 市民の困りごとを受け止める福祉総合相談体制をとっています

制度や組織の枠をこえて横断的な連携・協働を行う福祉総合相談体制を推進しています。

総合相談とは、制度や分野ごとの縦割り・たらい回しの対応をしない「なんでも相談」「ワンストップ相談」にとどまらず、個人や世帯が抱える心理的、経済的な困りごとや社会的孤立、虐待などの複合的な課題全体を受け止め、包括的に支援することです。

単独の支援機関や特定の専門職が、全方位の生活課題に対応することを求めるものではありません。地域の4階層の機能を意識し、多職種・多機関や住民等の協働で成り立ちます。各分野の専門的支援を担う第1層の機関、身近な地域のワンストップ相談となる第2層のコミュニティソーシャルワーカー(CSW)、住民の立場で活動する民生委員児童委員の気づき・つながりの連携により、支援が届いていない潜在的なニーズの把握と支援を目指します。

福祉総合相談課には、重層的支援体制整備事業のもと、新たに「多機関協働事業」を位置づけます。成年後見制度利用促進計画に基づく中核機関(権利擁護センター)との一体的な機能として、各機関の後方支援や、地域連携ネットワークの推進、全体調整を担います。

◆4階層からなる福祉総合相談体制

<第1層 市全域> 多機関協働による専門的課題への対応	
(中核的機能)	多機関協働事業者 + 権利擁護センター(中核機関)
(包括的相談支援事業)	地域包括支援センター 北部地域包括支援センター 障害者相談支援センター こども家庭センター 子育てサービス利用者支援事業 生活困窮者自立相談支援機関
(その他構成機関)	健康増進課 生活保護(福祉事務所) 成年後見センター
行政の責務としてセーフティネットを築くとともに、様々な課題を地域づくりにつなげます。高齢・障がい・生活困窮・児童など各分野の機関が連携し、専門的課題に包括的に対応します。重層的支援体制整備事業のもと、福祉総合相談課が多機関協働事業者として中核機能を担います。	
<第2層 小学校区> 第1層と身近な地域のつながり目となる階層	
コミュニティソーシャルワーカー(CSW) 民生委員児童委員協議会(民児協) 生活支援コーディネーター 第2層地域支えあい協議体	
第1層の相談支援で捉えた生活課題や、第3層の活動から見えた地域の課題をもとに、住民の関心を高め、福祉活動の組織化につなげます。CSWや生活支援コーディネーターを配置し、第1層へのつながりや地域活動の調整役を担います。各地区の民生委員児童委員協議会がこの単位で組織されています。	
<第3層 自治会> 身近な地域の支えあいの基本となる階層	
民生委員児童委員 自治会長・町内会長(区長) 第3層地域支えあい協議体	
住民が自分事として地域を考えやすい、お互いの顔の見える範囲です。住民に身近な相談窓口として、住民の一員である民生委員児童委員が区域を担当します。「自治会圏域」ごとの第3層地域支えあい協議体が7割以上の地区に設置されています。	
<第4層 隣近所・組> SOSを出せない人への気づき・早期発見	
市民一人一人(あなた)	
一人一人の暮らしに最も近い「向こう三軒両隣」の範囲です。困っていても自分からは相談できない人に、周囲は気づいていることもあります。「最近あの家は大丈夫かな」というご近所の立ち話も立派な相談の始まりです。小さなSOSに気づいたとき、相談できる機関があるという周知をすすめます。災害時の支援を目的としたつながりづくりのツールとして「あったかカード」があります。	

(3) 5年ごとの計画のもとで地域福祉を進めてきました

【第1次地域福祉計画 平成17(2005)～平成21(2009)年度】

(主な動き)

- H17 保健福祉部子育て支援課を新設
市災害時要援護者支援マニュアルを策定。あったかカードの取組が始まる
- H18 介護保険法の改正に伴い地域包括支援センターを開設
- H19 協働のまちづくり基本方針を策定。市民参画のまちづくりへ取組を強化
- H21 市民の健康の拠点となる健康福祉センター(かがやきセンター)が完成
地域ささえ愛セミナーの前身となる「地域づくりシンポジウム」を初開催

南アルプス市の地域福祉計画は、平成15年4月の旧6町村合併による南アルプス市発足直後、平成17年度に第1次計画が始まりました。

福祉事務所の設置などによる専門性の高い行政サービスの提供、各種福祉サービスの制度改正への対応、災害への備え、まちづくりへの市民参画の推進など、市として一体的な保健福祉施策を行う基盤づくりの時期でした。

【第2次地域福祉計画 平成22(2010)～平成26(2014)年度】

(主な動き)

- H22 山梨県のモデル事業のもと「途切れのない支援」の取組を開始
地方自治研究機構の協力のもと公共交通利用困難者の支援方策を調査研究
- H24 保健福祉部福祉総合相談課を新設
市自殺対策イメージキャラクターを選定(H25「つなピョン」と命名)
- H25 障害者相談支援センターを開設。民間委託の相談支援専門員を配置
南アルプス市社協がコミュニティソーシャルワーカー(CSW)を配置
南アルプス市社協が成年後見センターを設置
甲府で114センチを観測する記録的豪雪

平成22年度からの第2次計画は、自治会などの地域組織の活性化、在宅生活を支える福祉サービスの充実、ボランティアや市民活動など地域を担う人づくりを柱としました。市民生活や地域の課題が具体化する中、身近な相談の体制づくりが必要になってきました。

平成24年4月、市福祉総合相談課を新設し、現在まで市の地域福祉推進体制の基本となっている「福祉総合相談体制」の取組が始まりました。その形は当初、地域包括支援センターや家庭児童相談室などの機能を1箇所に集約するワンストップ型の相談体制から始まりました。子どもから高齢者まで、複合的な課題を抱える個人や世帯に対して、各分野の専門職が協力し、対象別の縦割りの制度では行き届かない「制度の狭間」の支援に対応することを目指しました。

これにより、それまで市役所の相談業務としては表面化しづらかった「ゴミ屋敷」「ひきこもり」「自殺のリスク」「セルフネグレクト」などの様々な事例が、住民や民生委員、関係機関から寄せられるようになりました。

【第3次地域福祉計画 平成27（2015）～令和元（2019）年度】

（主な動き）

- H27 生活困窮者自立支援法が施行
- H28 市の正式な事業としてコミュニティソーシャルワーカー配置事業を開始
介護保険制度のもと地域支えあい協議体の取組が始まる
南アルプス市健康リーグが開幕
- H29 生活困窮世帯の子どもの学習支援事業（現「こどもの生活支援事業」）を開始
- H30 市役所新館が完成。福祉関係4課が1フロアに配置。福祉総合相談定例会を開始
ハローワークの出張窓口「福祉しごとサポート」を開設
第1期南アルプス市自殺対策計画を策定（R1～R6）
- R 1 委託による北部地域包括支援センターを新設

平成27年度からの第3次計画は、福祉総合相談体制の中で捉えた地域の課題を、市民のみなさんと共有しながら、手づくりでまとめられました。課題と目標を、縁(ゆかり)・誇(ほこり)・学(まなび)・護(まもり)の4文字に集約し、第2次計画から全面的に改定されました。

この計画と同時に、制度の狭間や社会的孤立への支援、地域づくり等を目的とする生活困窮者自立支援法が施行され、目指す取組の一部が法定化されました。自立相談支援事業を中心に、働けるまちづくりや子ども若者の場づくりの具体化が進みました。

また、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置、地域支えあい協議体（生活支援体制整備事業）など、社協と両輪となった事業も始まり、より身近な地域で住民の困りごとを受け止め、住民の地域福祉活動につなげていく体制が前進しました。

【第4次地域福祉計画 令和2（2020）～令和6（2024）年度】

（主な動き）

- R 2 新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大
子ども若者ささえ愛基金による子ども食堂等への活動助成を開始
- R 3 成年後見制度利用促進の中核機関「南アルプス市権利擁護センター」を開設
第3層地域支えあい協議体への活動支援交付金を創設
- R 4 子ども家庭総合支援拠点となる保健福祉部こども家庭相談課を新設
重層的支援体制整備事業への移行準備事業を開始
「こども・子育て応援都市」を宣言
- R 5 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に移行

令和2年度からの第4次計画は、前計画の方向性を基盤に、地域づくりをより具体化させる内容となりました。基本理念に『気づき』と『つながり』のための場づくり」という副題を掲げ、「地域づくりは場づくり」の考えのもと、多様な「場」の充実を目指しました。

この計画の始まりと同時に、いわゆる「コロナ禍」に直面しました。地域の行事や自治会活動、対面・集合の様々な活動が大きな打撃を受けました。一方で、つながることの価値が見直された時期でもあり、子ども若者ささえ愛基金や地域支えあい協議体の取組によって、多様な場づくりが広がりました。「こども・子育て応援宣言」も後押しとなり、子どもから高齢者まで、世代や属性を超えてつながりあう地域づくりの機運が高まっています。

(4) ライフステージごとの市民の困りごとが見えています

福祉総合相談体制における相談支援をはじめ、高齢・障がい・児童など各分野の福祉サービス、税や保険・水道・住宅といった様々な行政サービスの提供を通して、市民一人一人の「ふだんの暮らし」に様々な困りごと（生活課題）があることが見えてきています。

◆ライフステージごとの気になる姿や現象

段階	特徴	気になる姿や現象
【乳幼児期】 	親や家庭の状況に子どもの育ちが左右されやすい	<ul style="list-style-type: none"> ○親が子育ての悩みを相談できない ○未婚や若年での出産・子育て ○ひとり親世帯などの経済的困窮 ○虐待・放任・不適切な養育 ○人への信頼感や愛着を獲得できない ○発達の遅れや気になる子の増加 ○集団生活での不適応やトラブル
【学童・思春期】 	学校生活の比重が大きく、その後の社会生活を左右しやすい	<ul style="list-style-type: none"> ○学校生活での不適応やトラブル ○不登校・不就学により居場所がない ○学校や家庭に安心できる環境がない ○信頼・相談できる大人が近くにいない ○将来展望や自己肯定感がもてない ○社会不適応から心の不調をきたす ○生活が苦しく学校に通えない ○高校中退などにより支援が途切れる
【成人期】 	様々な困りごとが本人の自己責任とされやすい	<ul style="list-style-type: none"> ○就労できないと活躍の場が乏しい ○リストラされた後の再挑戦が難しい ○非正規労働が固定化し収入が少ない ○DVや虐待などで家庭が安定しない ○外国籍の子が成人して仕事につけない ○不適切な労働環境でも発信できない ○収入が限られ滞納や無年金となる ○繰り返し刑務所に戻ってしまう ○自身の健康に向き合うゆとりがない
【高齢期】 	加齢の影響が心身に表れ日常生活の質を左右しやすい	<ul style="list-style-type: none"> ○生活習慣病の有病率が高まる ○在宅生活でゴミ出しや買い物に困る ○退職後に多量飲酒で健康を害する ○心身の機能とともに意欲も低下する ○男性が居場所やつながりを作りづらい ○詐欺や消費者トラブルに遭いやすい ○身寄りがなく身元保証や看取りに困る ○子のひきこもり状態を相談できない
(全世代)	困りごとを発信できず孤立や困窮に至ってしまう	<ul style="list-style-type: none"> ○相談できないと長期化・重症化していく ○幼児期からの課題が積み重なっていく ○経済的・社会的に困窮・孤立してしまう ○自分で自分のことをあきらめてしまう

(5) 困りごとを「地域の課題」と捉えて施策につなげてきました

困りごとは、その人自身から生まれるものとは限りません。取りまく周囲の様々な状況や環境が、その人にとってうまくいかない要因となる場合があります。それらを「地域の課題」として捉え直すことで、地域に必要な、あるいは足りていないものを整理し、その後の地域福祉計画の目標や施策に反映してきました。

◆第3次地域福祉計画の目標と施策

縁 ゆかり	ひとりひとりを見逃さず見捨てない 地域づくり	誇 ほこり	誰にでも役割や居場所がある地域づくり
	①身近な地域のお節介を担う人を増や します ②地域ケア会議の創設・充実をすすめ ます		①すべての子どもが自信と誇りをもって成 長できるための地域の支えをつくりま す ②一人ひとりに応じた「働けるまちづくり」 をすすめます
学 まなび	お互いが認めあい支えあう地域づくり	護 まもり	支援者が“支援のあるべき姿”を 実践できる地域づくり
	①地域で展開できるわがまちの福祉教 育プログラムをつくりま す ②福祉教育をすすめるチームと人づく りを行います		①支援者のための学びの場の創出をすす めます ②コミュニティソーシャルワーカー（CS W）の配置をすすめます

◆第4次地域福祉計画の目標と施策

1 多様な1人ひとりが そのままいられる居場所をつくりま す 1人ひとりの多様なあり方が否定されず、自分らしい生き方が受け入 れられ、そのままいられる居場所があることが、“生活主体”である 住民の支えとなることを目指します。	①誰もがそのまま 居られる場づくり ②自分の思いを 伝えられる場づくり
2 誰もが参加できる 支えあいのしくみをつくりま す お互いを認めあい支えあう心が人々に広がり、一步踏み出そうという 思いを形にしていける環境があることが、“活動主体”である住民への 後押しとなることを目指します。	③住民が地域のことに 目を向ける場づくり ④地域の活動がつながり 分かちあう場づくり
3 地域とつながり本人中心の相談支援を実践する 支援者を育てま す どんなに困難な人にも夢や希望や充実はあると信じ、本人が発信でき なくても代弁し、理解を広げ、本人を取りまく地域（まわり）につなげ ていける支援者がいることが、みんなの安心と地域福祉推進のエンジ ンとなることを目指します。	⑤個別支援と地域支援を つなげる場づくり ⑥支援者が困っても 孤立させない場づくり

第3次計画が理念中心型であったのに対し、第4次計画では具体的な施策や事業との関連を強めました。地域のつながりや活動の充実、個人の居場所や参加機会の創出、住民への福祉教育、相談体制の強化や支援者の人材育成など、多方面の取組を推進してきました。

(6) 取組の成果や課題が見えています

第4次地域福祉計画の5年間は、6つの重点施策のもとに25の重点事業を位置づけ、量的指標・質的指標・エピソードの3つの観点からなる評価シート（40シート）を設定し、地域福祉施策推進会議において各年度の進捗管理と評価を行ってきました。

◆第4次地域福祉計画の重点目標・重点施策ごとの成果と課題

重点目標	重点施策	重点事業	進捗と評価
1 多様な 1人ひとり が そのまま で いられる 居場所を つくります	①誰もがそのま まで居られる 場づくり	地域支えあい協議体	居場所づくりを行う地区が広がり、世代間交流や生きがいにつながった。
		子ども若者ささえ愛基金	助成団体が増え、子どもが安心して過ごし、地域の人と関わる場が生まれた。
		子どもの学習・生活支援事業	同行支援による場づくりを通じ、自己肯定感や社会とのつながりが育まれた。
	②自分の思いを 伝えられる 場づくり	相談支援体制の充実	年間で延べ3千件前後の新規相談に、専門職の資質向上を図り対応している。
		当事者が集う場づくり	認知症カフェや子育て応援講座が分ちあう場として定着。障がい者の場づくりは課題。
		就労準備支援事業	支援ケースが増え、定例の通いの場や地域資源と連携した場づくりが生まれてきた。
		途切れのない支援の推進	保育士や教職員の研修を重ね、解決志向や社会モデルなど福祉の視点を育んだ。
2 誰もが 参加できる 支えあいの しほみを つくります	③住民が 地域のことに 目を向ける 場づくり	福祉教育の充実	住民向け社協ふくし勉強会が定着。小・中学校は依然として疑似体験の希望が多い。
		南アルプス市健康リーグ	わくわくウォークに毎年1千人前後が参加。健診結果にも好影響が見られた。
		地域に開かれた学校教育	学校応援団に住民約2千人が登録し、登下校や授業補助などに協力している。
		あったかカード	個別避難計画作成のため自治会と民生委員の連携を強化。新規登録減少が課題。
		民生委員児童委員や愛育会など	コロナ禍の後、再び研修等が活発化し、活動が充実している。愛育会の継続が課題。
	④地域の活動が つながり 分ちあう 場づくり	社会福祉協議会の活動の支援	ボランティア活動とニーズのマッチングにより、生活支援や生きがい創出につながった。
		市民活動の支援	登録団体は減少傾向だが新規もある状況。若者世代が積極的に協働を実践している。
		子どもの学習・生活支援事業（再掲）	関心層に向けた研修や地域支えあい協議体への周知等を行い、つながりの中から場が生まれている。
		地域ささえ愛セミナー等の開催	地域福祉や市民活動の情報共有により、新たなつながりや可能性の発見につながった。
		社会福祉法人との連携・協働	福祉避難所協定施設と防災訓練時に確認・協議することもあったが、体制確立は課題。
3 地域と つながり 本人中心の 相談支援を 実践する 支援者を 育てます	⑤個別支援と 地域支援を つなげる 場づくり	コミュニティソーシャルワーカー配置事業	個別ニーズに対し、地域資源と連携した生活支援や就労体験、居場所が創出できた。
		地域支えあい協議体（再掲）	支援者が個別課題を地域支えあい協議体につなぐ例が増え、草取り等の具体的な活動が広がった。
		自立支援協議会や地域ケア会議の充実	障がい・児童分野を中心に地域移行や家族支援など課題に基づく地域支援を展開した。
		住民とともに考える事例検討会	解決志向アプローチの継続的な研修実施を目指したがR3年度を最後に中断している。
	⑥支援者が 困っても 孤立させない 場づくり	福祉総合相談体制の推進	福祉総合相談定例会を毎週開催し、各機関の動向や支援状況の共有を継続している。
		支援者支援としての事例検討や研修	各機関主催の事例検討の場が増え、支援の振り返りや協働、孤立防止につながった。
		ソーシャルワーク体制の充実	高齢・障がい・児童の各分野の虐待防止研修を通じ、予防的支援の資質向上を図った。
		権利擁護支援体制・成年後見制度利用促進	地域連携ネットワークと中核機関を整備し、弁護士等の専門職との連携を強化してきた。

地域支えあい協議体や生活困窮者自立支援制度など、本市の地域福祉推進の軸となる事業が徐々に定着し、目標とした場づくりの広がりや、支援内容の成熟が見られた取組がある一方、潜在的ニーズの把握や支援者の人材育成などの残された課題も見えています。


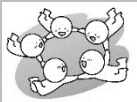
良い変化、成果	課題や不安	総括
<ul style="list-style-type: none"> ○身近な地域で居場所づくりが広がった。 ○子ども食堂や百歳体操などが広がった。 ○孤立していた人が地域で役割や自己肯定感を得たエピソードが生まれた。 	<ul style="list-style-type: none"> ●既存の場に新しい人が入りづらい。 ●自分らしい生活が移動手段に制約される。 ●子どもが大人に合わせる状況がまだある。 ●自分を大切と思えない人がまだまだいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○身近な地域の居場所づくりや、その人らしくいられる場づくりが様々な形で広がった。 ○場所ありきでなく1人ひとりの思いや経過に着目した支援機能を備えた実践が生まれている。 ●場の選択肢や移動手段の充実、潜在的ニーズの把握が課題。
<ul style="list-style-type: none"> ○本人の興味・関心や強みに着目する支援が広がり、場づくりが生まれた。 ○農福連携など就労支援の場が増えた。 ○支援者が支援の視点を学ぶ場が充実した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●相談先がわからないという声はまだある。 ●困っても自ら相談できない人がまだいる。 ●しんどい状況の中で想いを伝えられず、夢や希望をあきらめている人がまだいる。 	
<ul style="list-style-type: none"> ○地域支えあい協議体があることで、住民が自分事として地域活動に関わる機会が広がった。 ○地域活動において「できる人ができることをできる時に」の意識が広がった。 ○多様性への理解が社会に広がってきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域活動の担い手が減り、高齢化している。 ●子どもや若い世代の参加が進まない。 ●コロナ禍で活動が減少・縮小した。 ●差別、偏見、社会的排除がまだ見られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○住民が地域の課題を自分事として考えて、地域別やテーマ別に活動する場が充実してきた。 ○支えあいを支えるしくみとして地域活動のコーディネート機能（人・拠点）が充実してきた。 ●新たな世代の参加、分野を超えたつながりづくりが課題。
<ul style="list-style-type: none"> ○地域支えあい協議体の「支えあいの地域づくり実感フォーラム」や市民活動フェスタ等を通じコロナ禍でもできる形を模索しつながりを保ってきた。 ○社協や市民活動センターがプラットフォームとなり住民活動を支援してきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ●つながりや場は増えたが、つながりがしくみになっていない。 ●会議等と同じ顔触れが多く、広がりを欠く。 ●属性を超えてつながる場はまだ少ない。 	
<ul style="list-style-type: none"> ○地域支えあい協議体や生活困窮者支援などで個別事例から地域支援へ展開する例が出てきた。 ○住民の福祉課題への住民側の理解や、地域支援に対する支援者側の理解が広がった。 	<ul style="list-style-type: none"> ●支援者が地域とつながる難しさがまだある。 ●地域側の受け入れ態勢も発展途上であり、直ちに地域支援につなげられないことも多い。 ●住民と支援者の相互理解やその機会が不足。 	<ul style="list-style-type: none"> ○住民の支えあいが充実し、個別の生活課題を受け止めて地域で支援する実践が広がった。 ○本人を取りまく地域・環境に対する支援者の意識や体制が充実し、権利擁護支援が前進した。 ●制度が細分化・複雑化する中で本人中心や権利擁護を実践できる支援者の人材育成が課題。
<ul style="list-style-type: none"> ○福祉総合相談体制が定着し、横断的連携が当たり前の日常となっている。 ○オンライン含め研修機会が復活してきた。 ○権利擁護センターが整備され、重層事業の多機関協働に向けた取組が前進した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●連携の狭間で、支援者が相談できず抱え込んだり孤立したりして疲弊する例がまだある。 ●制度やサービスが充実した反面、細分化しており、連携・協働が複雑となっている。 ●本人の権利擁護が図れない例がまだある。 	

(7) 次の5年後に向けた“論点”を整理しました

ここまでの経過を踏まえ、次の5年後に向けた地域福祉推進の“論点”を整理しました。誰もがつながることができ、必要とする人に行き届く、身近で多様な「場づくり」の広がりが必要です。世代や所属の垣根を超えて、お互いの思いを共有・共感し、価値や意味を創造できる新しい「つながりづくり」が必要です。自分自身を大切に思い、お互いを認めあい支えあう、地域づくりに自分事として関わられる「人づくり」が必要です。つながりやすく、つながり続けられる、本人中心の支援をみんなで実践できる「しくみづくり」が必要です。



次のステップの地域づくりに向けて・・・

<p>I 場づくり</p> 	<ol style="list-style-type: none"> 一人一人が尊重される多様な場づくりを、さらにどう広げるか <ul style="list-style-type: none"> → 誰にでも生きがいや役割、活躍の場がある地域になるには？ → 世代や属性をこえた交流が広がり、地域全体が元気になるには？ コロナ後の新しい時代に対応した場づくりをどう進めるか <ul style="list-style-type: none"> → コロナ禍で失われ、見直された地域のつながりを取り戻すには？ → 今こそできる新しいやり方で、無理なく復活していくには？ 誰もが参加できる地域づくりのため、場へのアクセスをどう高めるか <ul style="list-style-type: none"> → 場所や移動手段の問題を、生きがいや生活の障壁としないためには？ → 「楽しそう」「この人となら」など心理的なハードルを下げるには？
<p>II つながり づくり</p> 	<ol style="list-style-type: none"> 住んでいる地域や興味関心に応じた住民同士のつながりをどう創るか <ul style="list-style-type: none"> → 若い世代や新住民が地域とつながり、あいさつできる関係になるには？ → 子育てや介護など共通のテーマをもつ人同士がつながりを持つには？ 福祉以外を含む地域活動が共有・共感しあうつながりをどう創るか <ul style="list-style-type: none"> → 地域福祉に関わる住民同士が、お互いの活動を知り、つながっていくには？ → 市民活動や産業など福祉以外の分野とも連携して地域づくりを進めるには？ 支援者(専門職)を取りまく地域のつながりをどう豊かにするか <ul style="list-style-type: none"> → 制度や組織を越え、地域の支援者間で顔が見える関係や連携を築くには？ → 民生委員、地域支えあい協議体、近隣住民などの地域資源を知るには？ 時代の変化を意識した新しいつながりづくりをどう進めるか <ul style="list-style-type: none"> → 共働きや定年延長など仕事や生活様式の変化に応じた地域活動とは？ → 直接会わないリモートの形と対面・集合の形をそれぞれうまく活かすには？

Ⅲ 人づくり



- 1 すべての人が尊重しあう地域共生社会の福祉教育をどう創るか
 - 多様性や違いを認めあい、差別や偏見、排除をなくしていくには？
 - 誰もが自分自身を尊重し、困ったらSOSを出し、より良く生きるには？
- 2 無関心や負担感に対応しながら、地域福祉の担い手をどう確保するか
 - 住民が身近な地域に関心を持ち、何かあったら助けあえるようにするには？
 - 自治会や組、各種役員などの活動が、負担なくできるようにするには？
- 3 子どもや若者など幅広い世代に、地域福祉への参加をどう広げるか
 - 子どもや学生、若者、働く世代の視点を地域福祉に活かしていくには？
 - 交流だけでなく、一緒に地域のことを考え、関わる機会を増やすには？

Ⅳ しくみ づくり



- 1 相談につながりやすい地域づくりや体制づくりをどう進めるか
 - 助けてと言えない、つながる意欲のない人の困りごとを早期発見するには？
 - 困ったら小さなことでも相談できる場所を、誰もが知るようになるには？
- 2 世代や属性にとらわれず必要な人に届く支援をどう進めるか
 - 希望する暮らし、尊厳ある暮らしを支える本人中心の支援をしていくには？
 - 細分化する制度・サービスのもとで各分野が横断的に連携していくには？
- 3 地域とつながり権利擁護支援を実践できる支援者をどう育むか
 - 制度・サービスの枠組みで働く支援者に、包括的支援の視点を育むには？
 - 支援者のための継続的・体系的な学びの場を提供し続けていくには？
 - 孤立や抱え込み、疲弊を防ぐ支援者支援を強化するには？

これらは、地域福祉施策推進会議における議論などを通じて出された“論点”です。具体的な方策とすぐに結びつきそうなもの、時間がかかりそうなもの、すぐに解決が必要なもの、解決が難しそうなものなど様々です。次の5年後に向けて、これまで以上に地域の資源やつながりを活かし、広げながら、1つでも多くできることを増やしていけるよう、このあと掲げる目標や重点施策をまとめました。

また今回、これまで進めてきた本市の地域福祉の推進に、一体的に策定する各計画の理念や方策が加わります。市民が幸せを実感し、いのちを大切に、そして自分らしくいきいきと、尊厳ある暮らしができるよう、一つ一つの取組の意味を確かめ、深めながら、地域づくりを進めていくこととなります。

3 自殺対策の取組

南アルプス市地域ささえ愛プランは、自殺対策計画を含むプランです。これは、すべての市民の「ふだんのくらしのしあわせ」を目指す地域福祉の推進において「いのちを大切に」「生きることの包括的な支援」などの点を、改めて重要な基盤に据えることを意味します。

(1) 自殺対策は本市の重要な課題です

本市における年間自殺者数は、平成26年の18人をピークに、近年は10人前後で推移し、直近の令和5年は増加しました。全国的にも同様の傾向です。人口10万人当たりの自殺者数を表す自殺死亡率は、全国平均を下回る年が多い状況です。

◆自殺者数の推移（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」より）

	H30	R1	R2	R3	R4	R5
南アルプス市	10人	8人	12人	10人	10人	14人
山梨県	146人	133人	131人	139人	141人	159人
全国	20,668人	19,974人	20,907人	20,820人	21,723人	21,657人

◆人口10万人当たりの自殺死亡率の推移（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」より）

	H30	R1	R2	R3	R4	R5
南アルプス市	13.9	11.1	16.8	14.0	14.0	19.5
山梨県	17.4	16.0	15.8	16.9	17.3	19.6
全国	16.2	15.7	16.4	16.4	17.3	17.3

※ 本市は人口10万人未満のため、算定方法の影響を受けやすく、年度ごとの変動の幅が大きくなる傾向があります。

自殺者数の内訳は、年代別では50歳代が最も多く、40歳代から60歳代の中老年層が全体の半数を超えています。男女別では、男性が約7割を占めています。職業の有無では、無職の方の割合が高くなっています。ただし、働き盛りといえる40～59歳では有職者が多い傾向がありました。同居人の有無では、家族と同居している人が約8割と高い割合を占めており、家族の方々へのケアも非常に重要であることがわかります。

◆年代別自殺者数（平成29～令和3年の合計）（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」より）

	～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳～
男性	2人	3人	4人	3人	10人	9人	3人	3人
女性	0人	1人	2人	3人	1人	0人	3人	1人

◆自殺者における職業の有無（平成29～令和3年の合計）（地域自殺実態プロフィールより）

	有職者	無職者
人数	20人	28人
割合	42%	58%

◆自殺者における同居人の有無（平成29～令和3年の合計）（地域自殺実態プロフィールより）

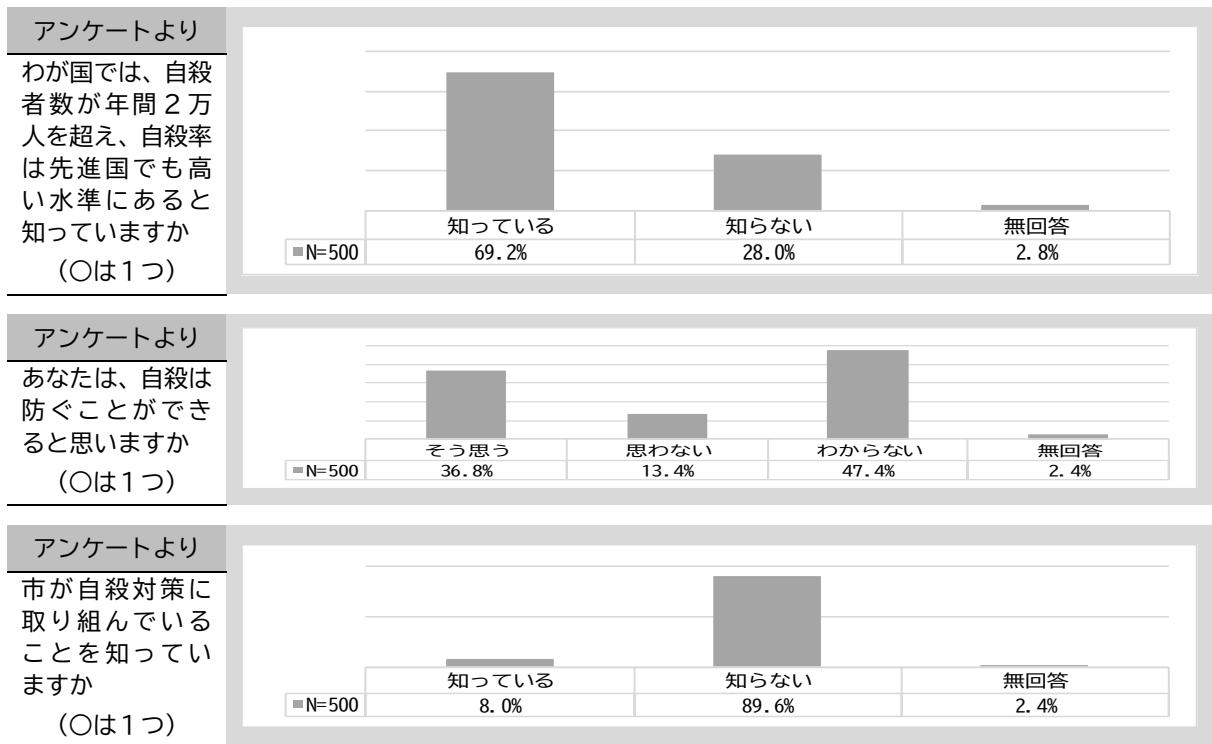
	あり	なし（独居）
人数	39人	9人
割合	81%	19%

自殺対策において、自殺未遂者はハイリスクの対象とされています。本市においては、約6人に1人に未遂歴がありました。一方、未遂歴のない人の自殺も多いことが分かります。

◆自殺者における未遂歴の有無（平成29～令和3年の合計）（地域自殺実態プロファイルより）

	あり	なし	不詳
南アルプス市	16.7%	66.7%	16.7%
全国	19.5%	62.9%	17.6%

計画策定のためのアンケート調査の中で、自殺に対する市民のみなさんの意識を聞いたところ、わが国の自殺者数や自殺率が高い水準にあることを「知っている」という回答が、約7割にのびました。一方で、自殺は防ぐことができると思うかについては、半数近くが「わからない」、市が自殺対策に取り組んでいることについては9割が「知らない」と回答しました。自殺予防に関する周知啓発が、十分に届いていない現状があることがわかりました。



全国では今なお毎年2万人を超える人が自殺で亡くなっています。一人一人の命の重み进行うとき、その現状は軽視できないものです。例えば、全国の交通事故死者数は、昭和45年の16,765人をピークに減少してきました。シートベルト着用や飲酒運転撲滅など、子どもから高齢者まで社会全体で交通安全に取り組んでいる成果といえます。最近でも自転車に関するルールの厳格化など、リスクの高い要因への新たな対策が講じられ、守れる命を増やすための取組が続いています。自殺対策もまた、地域社会をあげた総合的な取組が必要です。

◆（参考）交通事故死者数の推移（警察庁・山梨県警察 交通事故統計より）

	H30	R1	R2	R3	R4	R5
南アルプス署管内	1人	2人	2人	0人	0人	0人
山梨県	37人	25人	21人	32人	25人	29人
全国	3,532人	3,215人	2,839人	2,636人	2,610人	2,678人

(2) 「自殺は追い込まれた末の死」ととらえています

国の自殺総合対策大綱（令和4年10月閣議決定）では、その基本認識として「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」ことや「年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている」ことが挙げられています。

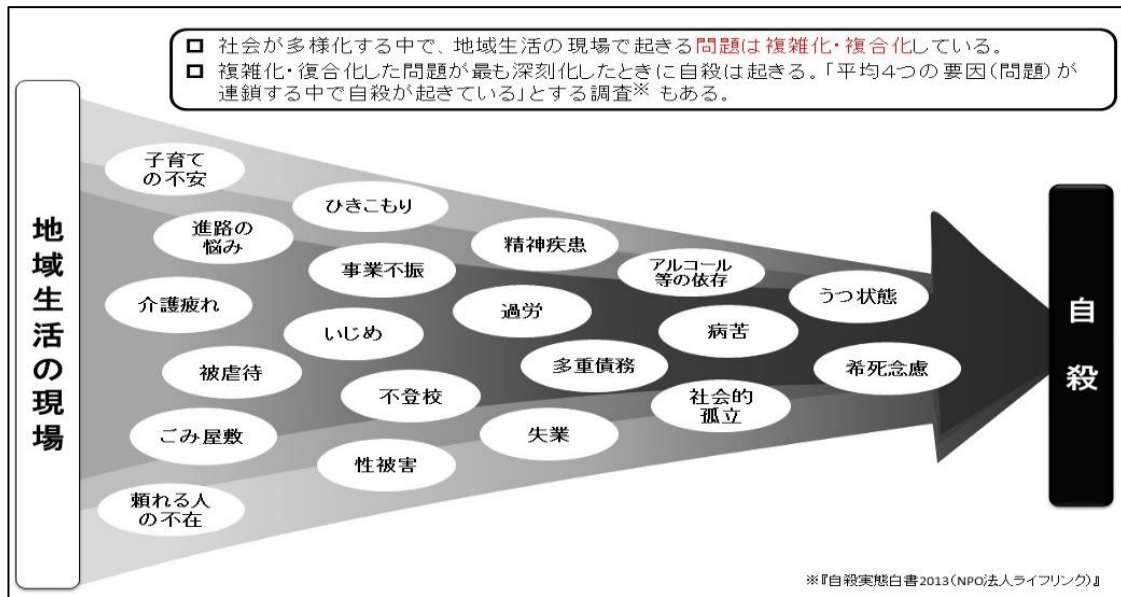
本市では、第1期自殺対策計画において『誰も自殺に追い込まれることのない「地域ささえ愛社会」の実現』を基本理念とし、「生きる支援」の強化に取り組んできました。

◆自殺対策計画の基本理念と基本方針

基本理念	誰も自殺に追い込まれることのない「地域ささえ愛社会」の実現
<p>自殺は、個人の自由な意思や選択の結果（自己責任）というよりも、その多くは「追い込まれた末の死」です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。健康や生きがいが損なわれ、自殺に追い込まれる過程には、生きることを左右する様々な要因が取りまいています。自殺対策は、その要因（環境）への手立てなのであり、生きることを阻害するのではなく促進する地域をつくるという観点で施策を推進します。</p>	

自殺対策の基本方針	
①生きることの包括的な支援として推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らす取組に加え、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やす取組を行い、双方を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する。
②関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要。様々な分野（生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり等）の関係者が緊密に連携して総合的に対策を推進する。
③対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動	<ul style="list-style-type: none"> ・社会全体の自殺リスクを低下させる方向で「対人支援」「地域連携」「社会制度」の各レベルで強力かつ総合的に推進する。 ・啓発等の「事前対応」、自殺発生の危険に介入する「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等の「事後対応」の各段階において施策を講じる。 ・加えて「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、学校の児童生徒等を対象に、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」を推進する。
④実践と啓発を両輪として推進	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺の危機に陥った人の心情や背景が理解されにくいいため、地域全体で共通認識となるよう普及啓発を積極的に行う。 ・身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに気づき、専門家につなぎ、見守っていけるよう広報・教育活動に取り組む。
⑤関係者の役割の明確化と連携・協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市、関係団体、民間団体、企業、市民等が連携・協働し、市を挙げて自殺対策を総合的に推進するため、それぞれが果たすべき役割を明確化、共有化し、相互の連携・協働のしくみを構築する。
⑥自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策基本法第9条を踏まえ、自殺者及び自殺未遂者並びにその親族等の名誉及び生活の平穏に十分に配慮し、不当に侵害することのないよう、このことを認識して自殺対策に取り組む。

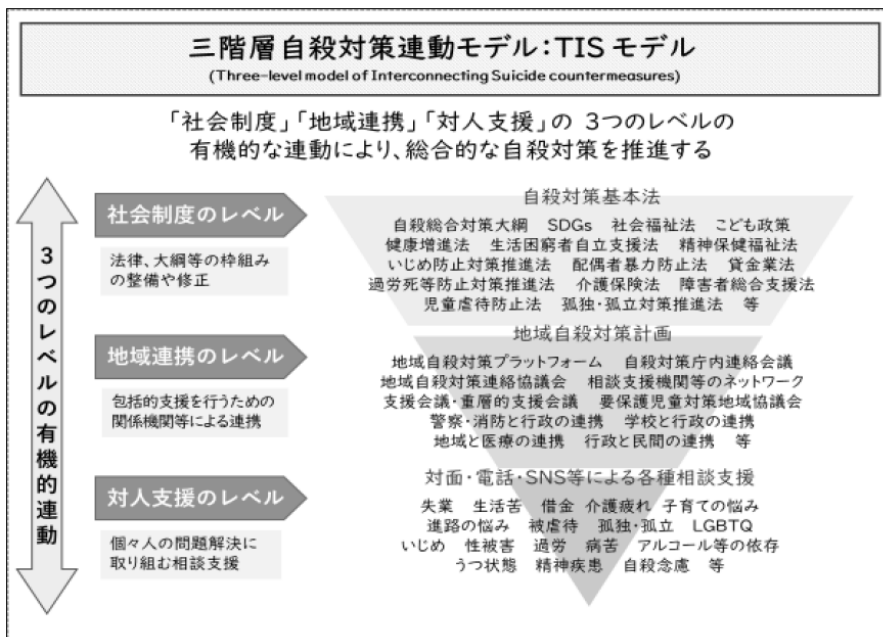
◆自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料より）



◆生きることの「阻害要因」と「促進要因」(NPO法人ライフリンク作成)

<p>生きることの 阻害要因</p>	<p>将来への不安や絶望、失業や不安定雇用、過重労働、借金や貧困 家族や周囲からの虐待・いじめ、病気・介護疲れ 社会や地域に対する不信任感、孤独、役割喪失感 など</p>
<p>生きることの 促進要因</p>	<p>将来の夢、家族や友人との信頼関係、やりがいのある仕事や趣味 経済的な安定、ライフスキル(問題対処能力)、信仰、 社会や地域に対する信頼感、楽しかった過去の思い出、自己肯定感 など</p>

◆三階層自殺対策連動モデル(いのち支える自殺対策推進センター資料)



◆第1期自殺対策計画の基本施策・重点施策ごとの成果と課題

	施策	取組	進捗と評価
基本 施 策	①地域における ネットワーク の強化	南アルプス市自殺対策推進 会議の開催	毎年度開催。関係課が一堂に会して自殺予防、自殺 対策を協議し、庁内連携の重要性を確認する機会 となった。
		庁内セーフティネット連絡 会議の開催	毎年度開催。市民の生きつらさの広がりや自殺予 防、生活困窮者対策を共有し連携について学べた。
		各分野の地域ネットワー クとの連携	関係団体への周知等を行ったが限定的であった。
		保健所「地域セーフティネ ット連絡会議」への参画	中北管内の自治体の取組を知る機会となった。
	②自殺対策を 支える 人材の育成	地域住民や関係団体向けの 研修の開催	期間中、ゲートキーパー養成研修を実施できな かった。
		支援関係者や専門職のため の研修や事例検討会の開催	JSCP主催研修の周知、こども家庭相談課主催 のスーパービジョン、重層的支援体制等の研修機 会を設けた。
		市職員を対象とした研修の 開催	庁内連絡会議と合同で若手職員向け研修を毎年度 開催。
	③市民への 啓発と周知	イメージキャラクターや啓 発グッズを活用した周知	相談先を記載したカードや、二十歳のつどい参加 者への啓発資料を作成・配布した。
		自殺対策強化月間における 取組	3月と9月の市広報に関連記事を掲載した。
		地域ささえ愛セミナーの開 催	地域共生社会などのテーマと関連づけて開催し た。
	④生きることの 促進要因 への支援	居場所や役割を創出する支 援の推進	生活困窮・高齢・子どもなど各分野で場づくりが進 んだ。
		相談支援体制の強化	包括的な断らない相談に向けて定例会等を重ね た。
自殺未遂者や遺された親族 等への支援		ケースに応じた専門機関との連携にとどまる。	
⑤児童生徒への SOSの出し方 に関する教育	児童生徒へのメンタルヘル ス教育の実施	児童生徒へのSOSの出し方教育は実施できてい ない。	
	教職員を対象とした研修の 開催	困難を抱える子どもの心に寄り添うための教職員 等向け研修を実施。問題行動への捉え方など視点 を深めるなど。	
重 点 施 策	①働き盛り世代 への対策	健康づくりの推進	健診受診率も目標を下回ることから受診勧奨を継 続的に実施。
		小規模な事業所へのメンタ ルヘルス対策の推進	保健所の出張メンタルヘルス講座をホームページ などで周知。
		精神科医療との協働体制の 推進	市内精神科医師との「こころの健康相談会」を継続 実施。
	②生活困窮者・ 無職者への 対策	生活困窮者自立支援事業の 推進	自立相談支援事業の中で総合的な相談対応を実 施。
		庁内の横断的連携による支 援	庁内セーフティネット連絡会議にて情報・事例を 共有。
		法曹関係者との協働体制の 推進	出張法テラス等の法律相談を通じて解決につな がった。
	③シニア世代・ 高齢者への 対策	地域包括支援センターの機 能強化	北部の委託等もあり身近な生活圏での相談支援を 展開。
		身近な地域の支えあいや生 活支援サービスの充実	地域支えあい協議体設置が広がり、様々な活動が 生まれてきた。
		本人支援や家族支援の充実	認知症カフェを通じた本人・家族支援に取り組ん だ。

(3) 地域の特徴を踏まえた自殺対策が求められます

平成29年から令和3年の5年間の自殺の実態について、JSCP（いのち支える自殺対策推進センター）による「地域自殺実態プロファイル」では、本市において自殺で亡くなる人の割合が多い属性の上位5区分が以下のとおり示されました。この属性情報を踏まえ、本市に推奨される自殺対策の重点課題として、「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営」「子ども・若者」に対する取組が挙げられました。このうち「子ども・若者」は、第1期計画にはなかった属性であり、将来を担う若年層に向けた自殺対策のさらなる強化が必要となっています。

◆南アルプス市における自殺の特徴（平成29～令和3年の合計）（地域自殺実態プロファイルより）

自殺者の特性上位5区分	自殺者数 (5年計)	割合	自殺死亡率 (人口10万対)	背景にある主な自殺の危機経路
1位:男性 60歳以上無職同居	11	20.4%	48.6	失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）+身体疾患→自殺
2位:男性 40～59歳有職同居	9	16.7%	21.6	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
3位:男性 20～39歳有職同居	5	9.3%	19.7	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
4位:男性 40～59歳無職同居	4	7.4%	158.1	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
5位:男性 60歳以上無職独居	3	5.6%	79.0	失業（退職）+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺

※ 属性は性別×年代別×職業の有無別×同居人の有無別で区分されています。

※ 区分の順位は自殺者数の多い順で、同数の場合は自殺死亡率の高い順となっています。

※ 自殺死亡率の母数（人口）は令和2年国勢調査をもとにJSCPにて推計されたものです。

※ 「背景にある主な自殺の危機経路」は、NPO法人ライフリンク「自殺実態白書 2013」を参考に推定した一例が示されたものです。記載の経路が唯一のものではありません。

これにより、本市の第2期自殺対策計画では、以下の具体的な取組が求められます。

◆地域自殺実態プロファイルを踏まえた第2期自殺対策計画における取組

基本施策	<ul style="list-style-type: none"> ①地域におけるネットワークの強化 ②自殺対策を支える人材の育成 ③市民への啓発と周知 ④生きることの促進要因への支援 ⑤児童生徒のSOSの出し方に関する研修
重点施策	<ul style="list-style-type: none"> ①働き盛り世代への対策 ②生活困窮者・無職者への対策 ③シニア世代・高齢者への対策 ④子ども・若者への対策

基本施策は、国が示す「地域自殺対策政策パッケージ」において全国的に実施することが望ましいとされている取組です。重点施策は、「地域自殺実態プロファイル」における推奨パッケージを踏まえ、本市の自殺の特徴を踏まえたリスクの高い属性への重点的な取組です。

これらについて、地域ささえ愛プランの施策の体系に含めながら、各福祉分野の施策と連動して総合的に取り組んでいくこととなります。

4 権利擁護支援の取組

南アルプス市地域ささえ愛プランは、成年後見制度利用促進計画を含むプランです。

本市はこれまでも、第3次地域福祉計画に「護（まもり）」の目標を掲げるなど、権利擁護を地域福祉推進の中核に据えてきました。今回、一体的なプランとなることで、改めて「その人らしさ」「尊厳」を究極的な価値と位置づけ、成年後見制度に限らず、あらゆる支援は権利擁護につながるという考えのもとで、施策を推進していきます。

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、意思決定や判断に困難を抱える人の権利を守るため、家庭裁判所が選任した後見人等が、ご本人の預貯金や不動産などの管理（財産管理）や、福祉・介護サービスの利用など日常生活に必要な契約（身上監護）などを支援するものです。

◆成年後見制度の種類と内容

類型	対象となる方	代理権	同意権・取消権
後見	判断能力が欠けるのが通常の状態の方	財産に関するすべての法律行為	日常生活に関する行為以外のすべての行為（取消権のみ）
法定後見制度	保佐 判断能力が著しく不十分な方	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める法律行為	借金、訴訟、相続、新築・増改築等、民法で定める所定の行為
補助	判断能力が不十分な方	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める法律行為
任意後見制度	十分な判断能力がある方 (判断能力が不十分になった後に開始)	本人との任意後見契約（公正証書による）で定めた範囲内	なし

※ 日用品の購入など日常生活に関する行為は、同意・取消しの対象から除かれています。

なお、国では現在、成年後見制度の見直しが進められています。障害者権利条約の批准に伴い、障がいを理由とした行為能力の制限に、国連から懸念や勧告が示されたためです。今後、民法改正を含む抜本的な見直しや、成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実することが検討されており、その動向を注視し、適切に対応していく必要があります。

(1) その人らしい暮らしのため成年後見制度が利用されています

令和5年12月末現在、本市では166人が成年後見制度を利用し、類型別では8割が後見となっています。後見人等の属性では、親族が4割、弁護士などの専門職が5割、社協などの法人後見人等が1割となっているほか、まだ少数ですが養成研修を修了した市民後見人も選任されています。

◆成年後見制度の利用者数（令和5年12月31日現在）

	単位	後見	保佐	補助
南アルプス市	人	133	26	7
甲府家庭裁判所管内	人	1,351	312	76

◆後見人等の属性別人数（令和5年12月31日現在）

	単位	親族	専門職					法人		市民	その他
			弁護士	司法書士	社会福祉士	行政書士	他	社協	他		
南アルプス市	人	75	48	24	16	3	1	17	4	3	1
甲府家庭裁判所管内	人	671	475	285	162	24	25	137	61	22	16

※ 1人の対象者に複数の後見人等がいる場合もあるため、利用者数とは合計が一致しません。

成年後見制度を利用開始するための審判請求（申立て）を、何らかの事情によりご本人又は親族ができない場合に行われる市長申立ては、最近5年間で1～8件となっています。

また、成年後見制度とは別に、社協が窓口となる「日常生活自立支援事業」の利用も増加傾向です。福祉サービスの利用援助を目的とした地域福祉権利擁護事業として始まったもので、一度利用を開始すると途中で辞めることができない成年後見制度に対し、契約に基づく柔軟な対応ができ、今後も多くのニーズが見込まれます。

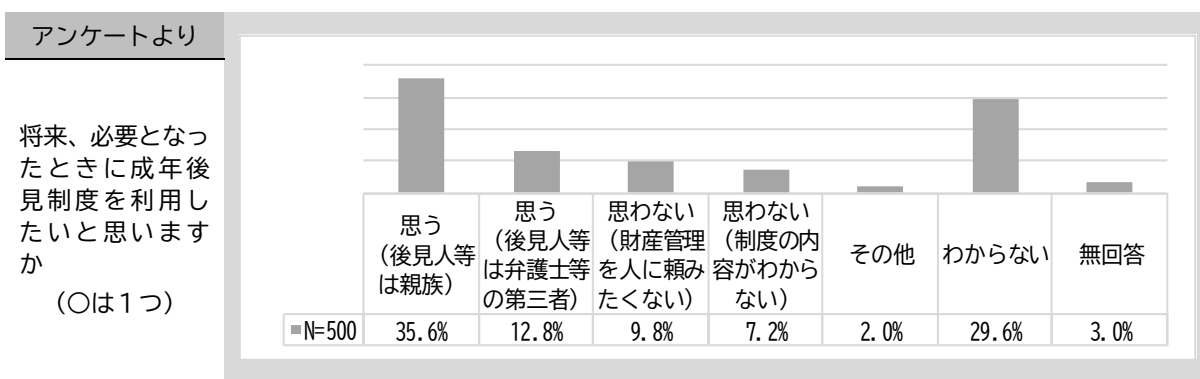
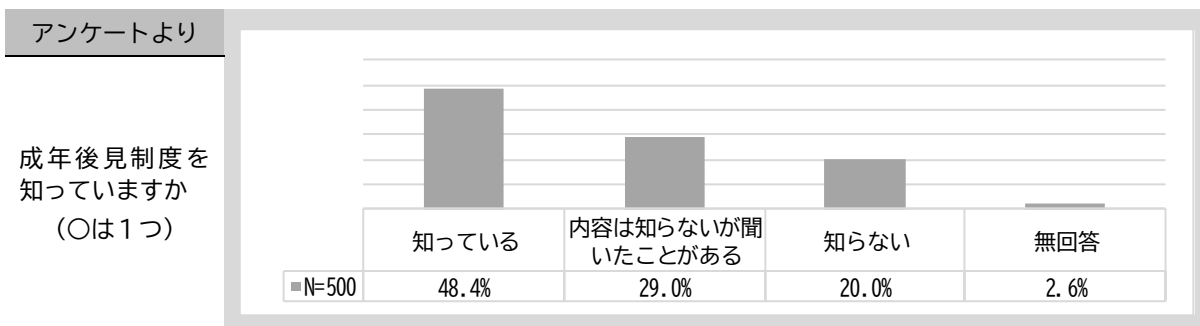
市民後見人について、本市は南アルプス市社協に養成を委託しています。今後、地域における権利擁護支援の理解者、担い手として活動機会の充実が期待されています。

◆成年後見制度の市長申立件数など（年度実績又は令和6年4月1日現在）

項目		単位	R2	R3	R4	R5	R6
後見等の市長申立	高齢者	人	5	8	3	3	(見込)1
	障がい者	人	2	0	0	0	0
日常生活自立支援事業利用者		人	67	70	75	74	78
市民後見人養成研修（基礎）修了者		人	16	9	8	5	2

アンケートでは、成年後見制度について、5割近くが「知っている」、また、将来的に利用したいかについても「利用したいと思う」という回答が、あわせて5割近くとなりました。

一方で、3割の人が「内容は知らないが聞いたことがある」、「(利用したいか) わからない」としており、広く理解が進んでいるとはいえない状況も伺えました。



(2) 地域連携ネットワークと中核機関を整備してきました

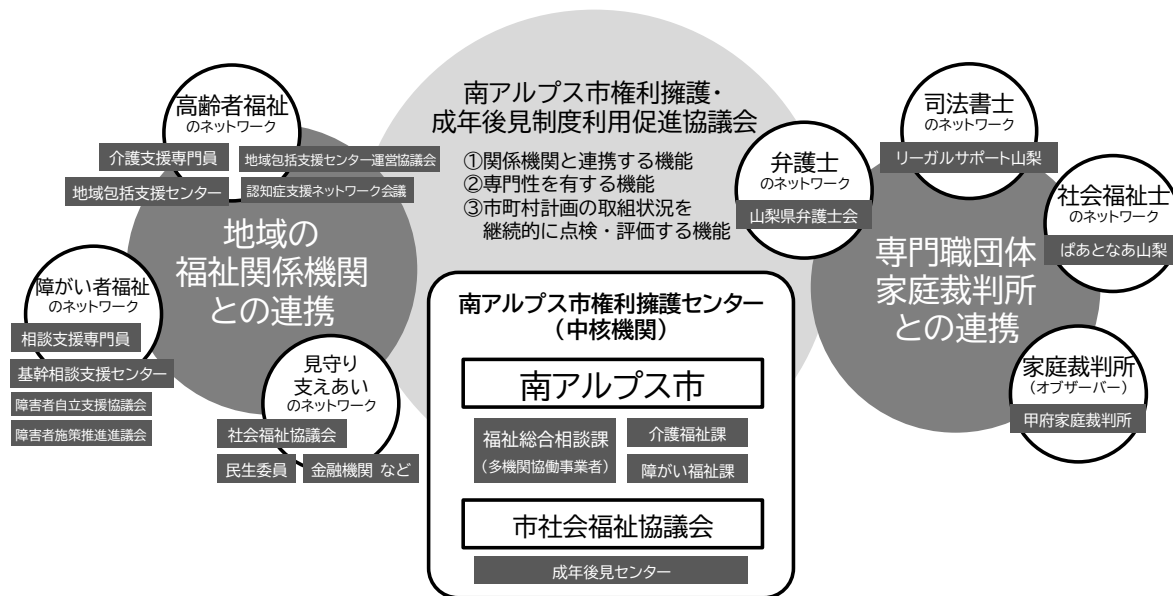
国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、すべての人の尊厳ある生活と地域社会への参加を念頭に、成年後見制度の利用促進及び権利擁護支援の推進を図っています。とりわけ重要となる中核機関（権利擁護センター）の機能を市と社協で構成し、支援体制の強化に向けた地域連携ネットワークとの連携を進めてきました。

第1期計画は、高齢者いきいきプランと一体的に策定されていたため、独自の基本理念等はありませんでしたが、今回、改めて次のように掲げることとします。

基本理念

尊厳ある本人らしい生活を支える「権利擁護支援」の推進

すべての住民が尊厳のある暮らしを継続できるよう、社会全体で支えあいながら、ともに地域を創っていく地域共生社会の実現に向けて、本市でも、令和7年度から重層的支援体制整備事業を本格実施します。第1期計画で構築してきた地域連携ネットワークと中核機関の機能を発展させ、権利擁護支援体制のさらなる前進を図ります。



◆中核機関（権利擁護センター）の機能と役割

広報機能	<ul style="list-style-type: none"> 市民への広報・啓発（パンフレット、講演会等） 関係者への広報・啓発（福祉・介護従事者、民生委員、金融機関、市職員等）
相談機能	<ul style="list-style-type: none"> 権利擁護支援の包括化、総合相談調整
利用促進機能	<ul style="list-style-type: none"> 市長申立事案に限らない、後見人等の受任者調整とマッチング 協議会や支援調整会議を活用した困難事例に対する相談・助言の場づくり 市民後見人の受任調整
後見人支援機能	<ul style="list-style-type: none"> 市民後見人の養成と活動支援 意思決定支援や身上監護が適切に行われるための後見人等支援

◆第1期成年後見制度利用促進計画の進捗と評価

施策	取組	進捗と評価
①地域連携ネットワークと中核機関	権利擁護・成年後見制度利用促進協議会を設置 権利擁護センター（中核機関）の設置 社協成年後見センターとの連携（定例会開催）	○権利擁護支援の推進・点検・評価の体制を整えた。 ○市と社協の連携をとり、情報交換や支援調整を図るようになった。
②権利擁護支援体制の構築	支援者向け虐待防止・権利擁護研修 市民後見人養成講座（社協委託）の開催	○虐待防止研修は各年度100人超が受講。 ●市民後見人修了者増加に対し、受任者は少ない。 ●後見人等の担い手が不足している。
③成年後見制度の利用促進	専門職の参画による支援調整会議の開催	○個別ケース対応を集約することで、論点が深まり適切な利用支援につながった。 ●高齢者のケースが中心となっており、幅広い対象者の支援を検討できる場となることが望まれる。 ●支援調整会議の活用がまだ広がりを欠く。支援関係者への制度の周知やニーズ把握が必要。
④成年後見制度や中核機関の周知啓発	広報、ホームページ、情報紙等での周知 成年後見制度パンフレット作成（市・社協） 対象別（市民、市職員等）研修会の開催	○市民研修会を機に金融機関の周知協力が得られるなど波及効果があった。 ●パンフレットの配布・活用が不十分。

(3) 尊厳ある暮らしを支える取組をさらに進めます

権利擁護・成年後見制度利用促進協議会では、第2期計画に向けた取組として、重層的支援体制整備事業と中核機関の一体的体制の整備や、支援チームの形成、人材育成、周知啓発等が挙げられました。

◆第2期成年後見制度利用促進計画における取組

<p>① 支える相談体制 (環境整備)</p>	<p>【地域連携ネットワークを活用した、幅広い権利擁護ニーズに対応する包括的支援体制づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> 重層的支援体制整備事業との有機的な結び付きによる、多様な分野・主体との連携による解決機能の充実 <p>【重層的支援体制整備事業と中核機関コーディネートの一体的体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 包括的な支援体制の中核を担うため、多機関協働事業と中核機関コーディネート機能をあわせた窓口・職員体制の整備
<p>② 支えるチームの 形成支援・自立支援 (支援のしくみ整備)</p>	<p>【権利擁護支援チームの形成と支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人の状況に応じた適切な後見人等の選任・移行や、成年後見制度に限らない権利擁護支援策を検討する場づくり（支援調整会議の充実） 親族や地域・福祉・医療の支援関係者に後見人等を加えた本人中心の支援体制（支援チーム）の形成支援 相談支援、支援チームの形成、支援チームの自立まで、場面に応じた地域連携ネットワークのコーディネート機能
<p>③ 支える担い手育成と 制度の利用支援 (人材育成・利用支援)</p>	<p>【権利擁護支援の担い手育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民後見人や意思決定をサポートする地域支援者の養成と、地域共生社会の実現に向けた多様な形の活躍の場づくり <p>【誰もが利用できる制度の利用支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 身寄りのない人などを支えるための市長申立の適切な活用と実施 国の制度見直しの動き等に応じた利用支援事業の断続的な見直し 将来への意思決定としての任意後見制度の活用
<p>④ 支える相談機関と 制度の周知 (相談機能の周知)</p>	<p>【身近な相談機関と制度の周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市と社協で構成する中核機関の、身近な相談機関としての周知 広報・講座・研修等の多様な場や媒体を活用した市民や支援機関への啓発

尊厳ある暮らしを支える地域連携ネットワークのさらなる活用や、チーム支援の強化、住民による支えあいの充実などを目指すこれらの施策は、ほとんどが、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進に深く関わるものです。これらについて、地域ささえ愛プランの施策の体系の中で一体的に推進していきます。

第3章 基本理念と基本方針

1 基本理念

ともに生き支えあう地域づくり

～支え手と受け手に分けない「地域共生社会」の実現～

南アルプス市地域ささえ愛プランは、第1次地域福祉計画以来これまで掲げてきた「ともに生き支えあう地域づくり」を基本理念とします。

南アルプス市は、市民一人一人がどのような状況にあっても、人として尊重され、自分らしい「ふだんのくらしのしあわせ」を実感できるまちでなくてはなりません。これまでの取組を土台とし、目の前の1人の困りごとからその人を取りまく地域を考え、将来にわたってみんなで安心して暮らしていけるよう、地域福祉のさらなる前進を目指します。

【ともに生きる】 年齢、性別、国籍、障がいや病気の有無などを問わず、人はそれぞれ「興味」「関心」「強み」「楽しみ」や、「不安」「弱さ」「心配」など、様々な面をもって生きています。その多様性を認めあい、お互いの「しあわせ」を願うことが、多くの人の心に根づくことを目指します。

【支えあう】 自立とは、誰の支えも受けないことではありません。私たちは社会の中で、必ず誰かに支えられて生きています。誰かを支えることが、自分自身の支えになっている場合もあります。また、どんな人にもできることがあり、支えられるだけの人は、1人もいません。そう信じて、支え手と受け手にわかれぬ「支えあい」が広がることを目指します。

【地域づくり】 地域は、まったく新しく今からつくるものではありません。すでにある私たち一人一人の「ふだんのくらし」と、人と人の間に生まれる「場」が、地域を構成しています。そこにある様々な課題や可能性、資源に目を向け、誰もが主役となる「ともに生き」「支えあう」地域であるように役立つ「場づくり」をすすめることを目指します。

これらを通じて、子どもから高齢者まですべての人が、支え手と受け手に分かれることなく誰もが主役となる「地域共生社会」の実現を目指します。支援の届いていない人に必要な支援が届き、居場所や役割、生きがいを創出できる地域をみんなで創り、超高齢化と人口減少により危惧される地域・社会の活力の衰退に立ち向かいます。

2 基本方針

(1) 住民主体を軸として考えます

地域福祉には「住民主体の原則」があります。
住民が自分事として関心をもち、自ら主体的に活動を行うことが、地域福祉推進の基礎となります。



この「主体」には2つの側面があるといえます。1つは、地域を構成する1人として、福祉に関心をもち、活動し、支え手となる“活動主体”の側面。もう1つは、地域で暮らす1人として「しあわせ」を求め、困っても置き去りにされず尊厳がまもられる“生活主体”（権利主体）の側面です。

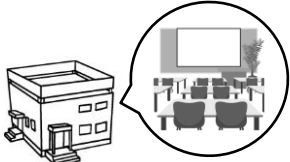

誰もがその両面をもち、誰かを支えたり、支えられたりします。支える側の住民や、意見を言える住民だけが主体ではありません。意見を表し、参加する権利や、配慮され、尊重される環境などにより、すべての人が意味のある主体として、地域社会の光となれるのです。

「主体」を見失わないことを、地域福祉の大切な軸としていきます。

(2) 「地域づくりは場づくり」と考えて「場」の充実を目指します

本市の地域福祉の重要なキーワードとして「場」があります。会場や部屋などの物理的な「場所」だけでは、「場」は生まれません。

◆「場所」と「場」について（参考：長田英史『場づくりの教科書』芸術新聞社、2016年）

「場所」	「場」
 <p>地図で示せる点、施設 (目で見て、手で触れることができる)</p>	 <p>主に人と人とのつながり方が生み出す雰囲気、可能性 (ある空間に生まれる感覚や関係性など人の内面にある「思い」のつながり)</p>

人々が集う空間、安心して過ごせる時間、信頼できる誰かとのつながり、思いや視点を分かちあえた瞬間など、人と人の関係性のなかで意識的あるいは無意識にできる「場」が、様々な良い変化を生んでいきます。

地域とは、そうした様々な「場」の集合体ともいえそうです。どこかの建物や会場、地図上の点といった物理的な「場所」ではなく、つながりや関係性としての「場」・・・作り出すのは私たち一人一人であり、あなたもその1人です。

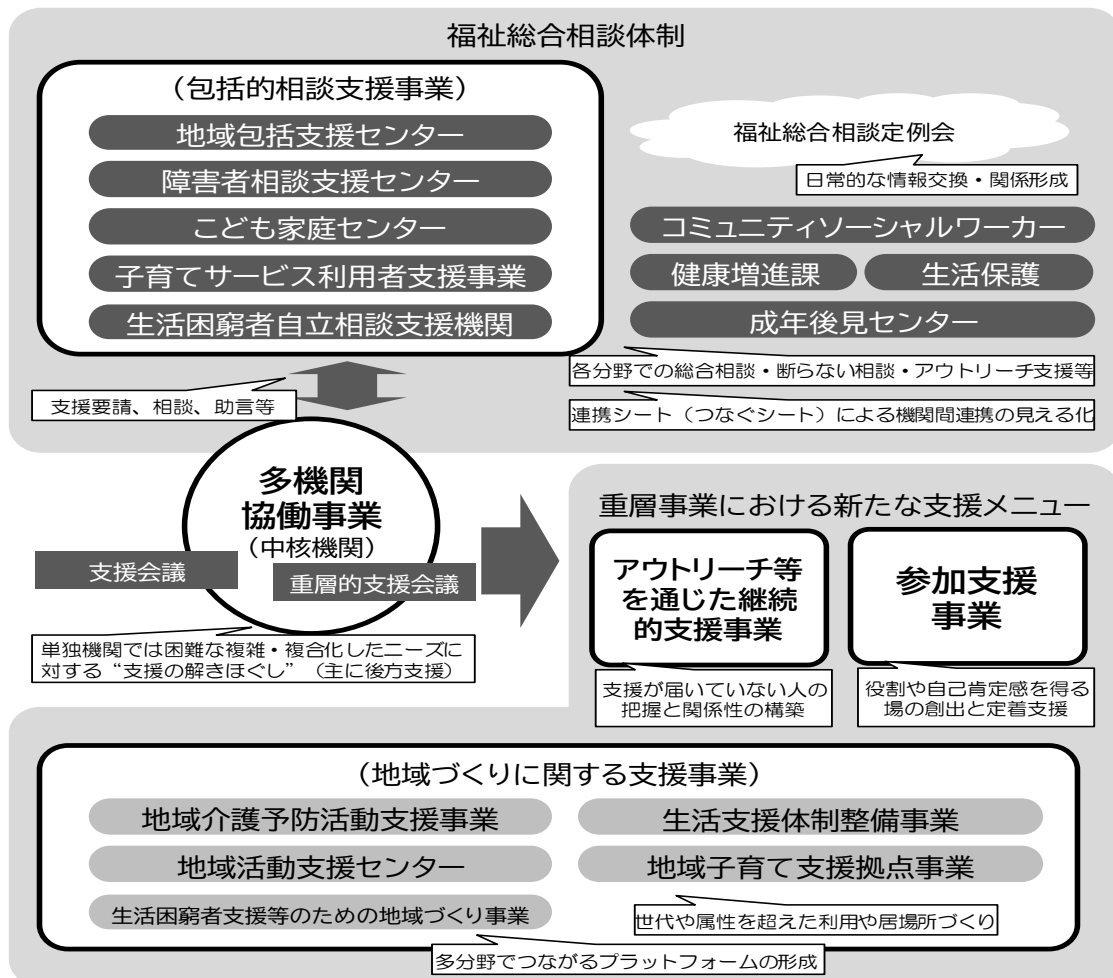
そんな「場づくり」が豊かに広がっていくことが、地域を支える地域福祉をさらに進めることとなります。「地域づくりは場づくり」を、基本的な考え方に据えていきます。

(3) 福祉総合相談体制をさらに発展させます(重層的支援体制整備事業)

本市は、令和4年度から3年間の移行準備期間を経て、令和7年度から、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業(重層事業)を本格実施します。複合化・複雑化した支援ニーズや、支援が届いていない潜在的なニーズに対し、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の一体的な実施による包括的な支援を行うものです。

まったく新しい体制整備を行うものではなく、これまでの本市の福祉総合相談体制をさらに発展させ、「地域共生社会」の実現を図る手段として活用するものです。

重層的支援体制整備事業実施の基本方針	
①地域福祉計画の理念に基づく推進	・市地域福祉計画の基本理念「ともに生き支えあう地域づくり」のもと、地域共生社会の実現を図るための手段として積極的に推進する。
②福祉総合相談体制のさらなる発展	・ゼロからの構築ではなく、すでに取り組んできた福祉総合相談体制の理念と実践をさらに発展させる。
③中核となる多機関協働事業の確立	・成年後見制度利用促進計画に基づく中核機関と連動した体制整備により、独立的な多機関協働事業を位置づける。これまで課題であった福祉総合相談体制の旗振り役兼調整役の機能を確立する。
④既存の取組や社会資源との連携	・地域支えあい協議体、社協、市民活動、子ども・子育てネットワーク、生活困窮者自立支援事業など、各分野で充実してきた取組を総合して、世代や属性をこえた包括的な支援を実現させる。
⑤人づくりを重視した持続的なしくみづくり	・関係部署・関係機関との共通理解に基づき連携・協働を深め、実践を通じた継続的・体系的な人材育成を伴った、持続的なしくみを構築する。



◆重層的支援体制整備事業のイメージ（厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」より）



◆重層的支援体制整備事業における3つの支援内容（厚生労働省資料）

重層的支援体制整備事業の枠組み等について

市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）、②参加支援事業、③地域づくり事業を一体的に実施する事業を創設した。

当該事業は、実施を希望する市町村の手上げに基づく任意事業である。

このほか、事業の実施に要する費用にかかる市町村の支弁の規定及び国等による補助の規定を新設した。この中で、国の補助については、事業に係る一本の補助要綱に基づく申請等により、制度別に設けられた各種支援の一体的な実施を促進する。

重層的支援体制整備事業における3つの支援の内容

新たな事業（Ⅰ～Ⅲ）の支援を一体的に実施	I 相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 介護（地域支援事業）、障害（地域生活支援事業）、子ども（利用者支援事業）、困窮（生活困窮者自立相談支援事業）の相談支援にかかる事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、包括的相談支援事業を実施 ② 複合課題を抱える相談者にかかる支援関係機関の役割や関係性を調整する多機関協働事業を実施。 ③ 必要な支援が届いていない相談者にアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を実施。
	II 参加支援事業	<p>○介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため（※1）、本人のニーズと地域の資源との間を取り持ったり、必要な資源を開拓し、社会とのつながりを回復する支援（※2）を実施</p> <p>（※1）世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりであるなど （※2）就労支援、見守り等居住支援 など</p>
	III 地域づくり事業	<p>○介護（一般介護予防事業、生活支援体制整備事業）、障害（地域活動支援センター）、子ども（地域子育て支援拠点事業）、困窮（生活困窮者のための共助の基盤づくり事業）の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施</p> <p>○事業の実施に当たっては、以下の場及び機能を確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所 ②ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能

重層的支援体制整備事業では、中核となる多機関協働事業を、成年後見制度利用促進計画に基づく中核機関（権利擁護センター）との一体的な機能として位置づけます。これまでの福祉総合相談体制に不足していた連携・協働の調整機能を発揮し、支援が届いていない潜在的なニーズへのアウトリーチ支援や、参加支援、地域づくりを一体的に進める実施体制を整えていきます。この他、地域ささえ愛プランの取組に含むものとして推進します。

◆重層的支援体制整備事業実施計画としての具体的な取組（実施体制の概要）

<p>包括的相談支援 と多機関協働</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター、生活困窮者自立相談支援機関等の相談機関は、包括的相談支援事業者として、これまで通り総合相談を行う。 ・その他、コミュニティソーシャルワーカー等の各機関とも同等に連携する。 ・多機関協働事業者は福祉総合相談課が直営で担う。 ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業を民間委託し、支援員を配置する。
<p>参加支援と 地域づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・参加支援事業を民間委託し、参加支援コーディネーターを配置する。 ・地域づくり事業は、既存の各分野の事業において世代や属性を問わない交流の場や居場所づくりを行う。 ・地域の活動を活性化するため、プラットフォームを促進し、環境整備を行う。
<p>支援機関間の 連携等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・連携シート（つなぐシート）を用いた情報連携の可視化を進める。 ・福祉総合相談定例会の開催を継続し、日常的な意思疎通の基礎を築く。
<p>重層的支援会議 の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多機関協働事業者に提出されるつなぐシートは、一旦すべて受理する。 ・多機関協働事業者は、提出元機関と協議し“4段階”のいずれかの対応を行う。 ・支援プランを策定するため、重層的支援会議又は支援会議を行う。 ・多機関協働事業者は、既存の相談支援機関の専門職への助言や、複雑化・複合化したニーズがある事例の調整役となり、人材育成の視点で後方支援を行う。

◆（丸投げを防ぎ、後方支援・人材育成につなげるための）多機関協働事業者の“4段階”の対応

<p>【第1段階】 支援の解きほぐしに至る手前の 助言</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多機関協働又は支援の解きほぐしに至らないと判断されるケースは、提出元の機関に助言して再構築を促す。
<p>【第2段階】 提出元の機関を主体とする 支援の解きほぐしへの支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・支援の解きほぐしが必要と判断されるケースは、まず、当該分野の会議体を活用した支援の構築が可能かどうかを検討し、助言や方向づけの支援を行う。
<p>【第3段階】 支援会議における 支援の解きほぐし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該分野のみでの対応が困難なケースであって、対象者本人の同意が得られない場合、社会福祉法に基づく支援会議を開催して、多機関協働事業者が支援の解きほぐしを行う。
<p>【第4段階】 重層的支援会議における 支援プラン策定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者本人の同意が得られるケースは、多機関協働事業者が本人に説明のうえ、重層的支援会議を開催し、多機関協働事業の支援プランを策定する。 ・国のマニュアル等に沿って支援の実施、帳票の作成等を行う。

第4章 目指す姿と取組

1 施策の体系

(1) 3つの重点目標に向かって6つの「場づくり」に取り組めます

南アルプス市地域ささえ愛プランは、地域福祉計画のほか、一体的に策定する3つの計画を含んでいます。基本理念と3つの重点目標、6つの重点施策は、それぞれの計画が掲げるべき理念や盛り込むべき事項を包括的に含むものであり、重なり合う取組を一体的に推進していきます。

具体的な取組の方向性として、住民一人一人のあり方、地域の支えあいのあり方、支援者や支援体制のあり方の3つに焦点をあて、次のとおり、計画の重点目標として掲げます。また、それぞれに対応する6つの「場づくり」を、重点施策としてすすめます。

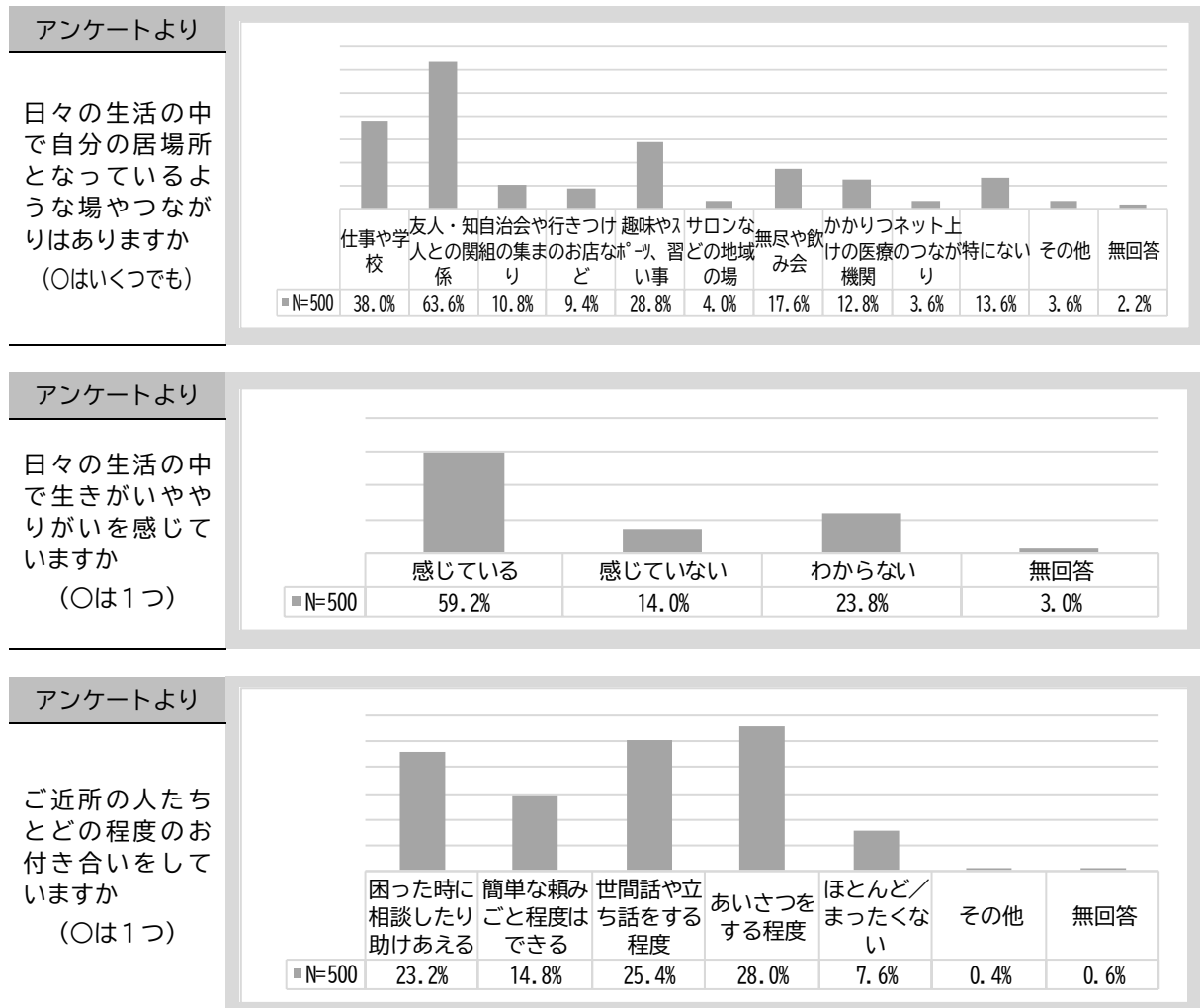
重点目標	重点施策（場づくり）
<p>1 その人らしさが生きる場につながる地域づくり</p> <p>一人一人の多様な自分らしさが尊重され、誰もが生きがいや助けあいを実感しながら暮らせる地域となるため、身近な場づくりや多様な場づくりをさらに広げます。</p> <p>（キーワード）生活主体 その人らしさ 居場所 参加支援</p>	<p>①誰もがつながれる 多様で身近な場づくり</p> <p>②一人一人が尊重される 参加と活動の場づくり</p>
<p>2 支えあいがまち全体の元気につながる地域づくり</p> <p>困ったら助けあえるだけでなく、困っていなくても日頃からお互いを気かけ、つながり、地域の課題解決や新たな価値の創出につながるよう、住民の関心と関係の底上げを図ります。</p> <p>（キーワード）活動主体 助けあい 福祉教育 プラットフォーム</p>	<p>③住民が地域に関心と 関わりをもてる場づくり</p> <p>④地域の活動がつながり 分かちあう場づくり</p>
<p>3 相談から本人中心の支援につながる地域づくり</p> <p>困りごとの複雑化・複合化あるいは潜在化が進む中で、身近な地域から行政の専門機関まで、できるだけ多くの相談できる場を設け、包括的に支援する体制をさらに強化します。</p> <p>（キーワード）セーフティネット アウトリーチ 多機関協働 権利擁護</p>	<p>⑤ニーズや困りごとを 相談につなげる場づくり</p> <p>⑥包括的な支援を考え 実行する場づくり</p>

2 重点施策（6つの場づくり）

重点目標1

その人らしさが活きる場につながる地域づくり

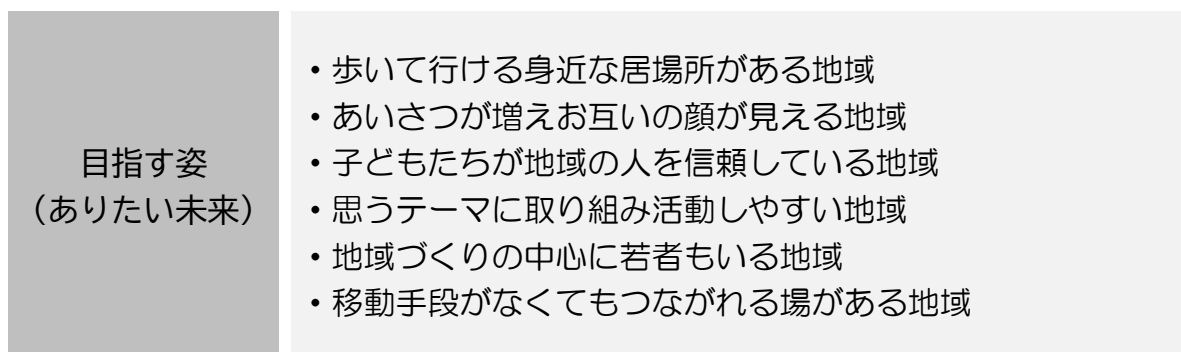
アンケート調査では、一定数の人が「特に居場所はない」「生きがいややりがいを感じていない」「ご近所との付き合いはない」と回答しました。メディアやデジタル技術が進歩した今、身近な地域にある対面の場だけが「場」ではないのかもしれませんが、それでも、孤独・孤立の中で「その人らしさ」から遠ざかっている人が地域に1人でもいたなら、その人が安心して過ごし、自分を発揮できる場への「参加」を支えられるしくみづくりが必要です。



重点施策① 誰もがつながれる多様で身近な場づくり

「居場所がある」「行けるところがある」というのは、誰にとっても生活を豊かにし、生きることの支えとなる重要なつながりとなります。

困難を抱えても孤独・孤立状態にならず、その人らしく安心して暮らせるための地域のつながりや居場所づくりを充実します。



取組の方向性

身近な地域で つながれる 場づくり	テーマに応じて つながれる 場づくり	世代・属性を 越えた つながりづくり	時代に応じた ゆるやかな 場づくり	一人一人を 場につなげる 支援の充実
-------------------------	--------------------------	--------------------------	-------------------------	--------------------------

身近な地域に居場所があれば、移動手段がなくても歩いて行けるという安心感が持てます。声をかけてくれる人や、一緒に行こうと思える人、そこへ行く動機となる楽しみがあれば、心理的にも距離が近づき、つながりをもちやすくなります。日頃からの顔の見える関係があれば、困ったときに声をかけ、助けあえる、ゆるやかなつながりが生まれます。

一方で、住んでいる場所から離れた場や、日頃からのお付き合いがない場でこそ、安心して話せることや、聴きあえる話がある場合もあります。介護や子育て、ひきこもり、障がいなど、共通点をもつ当事者や家族の人たちが思いを分かちあう場や、地域づくりに思いをもつ人たちが、その関心に応じてつながり活動していけるような場の充実が必要です。

また、高齢となり自動車の運転を終える人が増える中で、移動手段の確保が生活上の課題となり、話題となることが増えています。市内では一部の地域で、地域支えあい協議体による住民主体の移動支援や外出支援の取組が行われています。顔の見える身近な地域での支えあいとして行われるこうした活動を支える一方、その運営や継続には大変な労力や課題もあり万事解決とはならない現実があります。今後の高齢化を見すえ、市民全体の交通環境についても検討が必要となります。

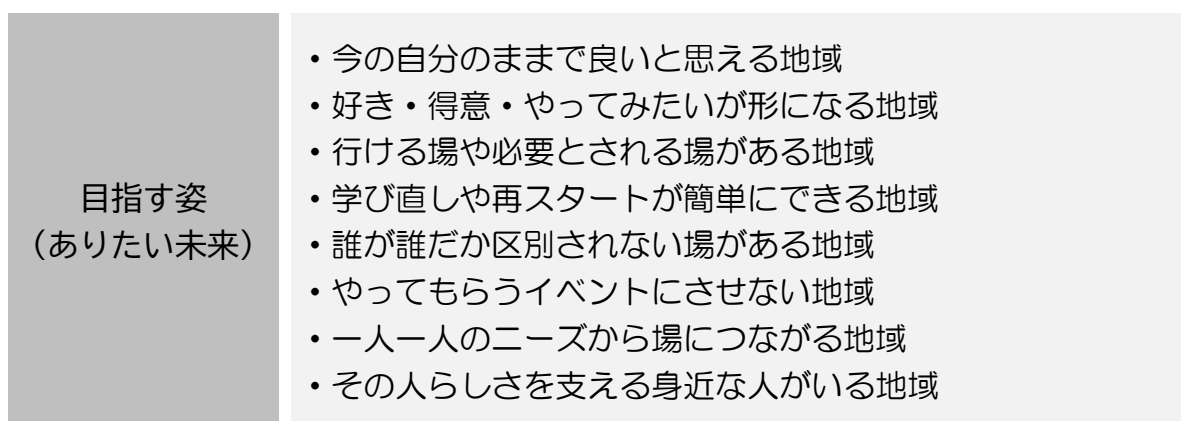
これらのことを踏まえ、つながることや出かけることを恐れなければならなかったコロナ禍を経て見直された、つながりの豊かな地域づくり、つながりやすい地域づくりを目指して、具体的な取組を進めます。

事業・取組	目指す姿（ありたい未来）に向けて	所管課	備考
地域づくり事業 （重層）	世代・属性を問わない交流の場や居場所づくりのため、地域の活動が生まれやすい環境整備を進めます。	福祉総合相談課 ほか	自殺-基本④生きる促進要因 重層-地域づくり
いきいき百歳体操	介護予防の体操を通じて、歩いて行ける身近な地域に通いの場を生み、孤立防止とコミュニティの活性化を図ります。	介護福祉課	自殺-基本④生きる促進要因 重層-地域づくり
子ども若者ささえ愛 基金	子ども食堂や学習・体験の活動を支援し、子ども若者の孤立防止と多世代交流につながる場づくりを進めます。	福祉総合相談課	自殺-基本④生きる促進要因
当事者同士の分かち あいの場づくり	子育てや介護、ひきこもりなど共通のテーマをもつ人や家族が集い、分かちあう場づくりを進めます。	福祉総合相談課 ほか	自殺-基本④生きる促進要因
市民活動の推進	若者など多様な主体の参画によるテーマに応じたまちづくりを広げます。	市民活動支援課	
青少年の健全育成	あいさつ運動などを通じた世代間での顔の見える地域づくりを広げます。	生涯学習課	
住民の支えあいとし て行う外出支援	通いの場への参加や買い物の支援など、身近な地域で住民の手でできる外出支援の取組を支えます。	介護福祉課	自殺-基本④生きる促進要因
高齢化も視野に入れ た交通環境の整備	コミュニティバスの効果的な運行や新たな交通手段の検討など交通環境の整備をすすめます。	市民活動支援課	

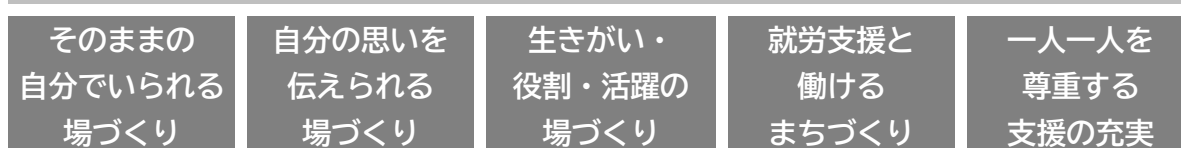
重点施策② 一人一人が尊重される参加と活動の場づくり

「そのままの自分でいられる」「やりたいと思っただけができる」と思える場があることとは、誰にとっても心のよりどころとなり、生きがいとなります。

自分を否定されない安心安全な場や、興味・関心・強みに応じて自分を発揮できる場を創出し、誰もが主役の地域づくりを推進します。



取組の方向性



厳しい状況に置かれ、生きることの危機にある人ほど、周囲からはその状況が見えにくく、孤立しやすくなります。「どうすることもできない」「自分は必要ない」という無力感や疎外感を募らせ、自分で自分をあきらめてしまっている人が、幅広い年代で見られます。そのような人たちに接する人や場が、本人の声を聴き、受け止める場になることが必要です。

また、どのような人にも、良いところや得意なこと、好きなことがあります。否定されず、比較されず、支持しあえる安心感の中で、自分らしさを表現できるような場づくりが必要です。自己肯定感、自己有用感を獲得、回復し、地域や社会に自分の居場所や役割があると思えるようになるための、様々なステップを用意していくことが必要です。

支え手と受け手に分かれぬ地域共生社会は、一つ一つの、支え手と受け手に分かれぬ場づくりの集合体であるといえます。支えられる側だけにしない、一人一人を尊重し大切にすることが、生きることの促進要因となるよう、具体的な取組を進めます。

事業・取組	目指す姿（ありたい未来）に向けて	所管課	備考
参加支援事業 （重層）	既存の制度以外の社会資源や支援メニューによるつながりづくりを進めます。	福祉総合相談課	重層-参加支援
就労準備支援事業	自己肯定感を獲得・回復し就労や社会参加の意欲を育む支援を行います。	福祉総合相談課	自殺-基本④生きる促進要因
生活困窮世帯の子ども の学習・生活支援 事業	一人一人に応じた自己肯定感の育成・回復や、進学などを含む将来展望形成を支える場づくりを行います。	福祉総合相談課	自殺-基本④生きる促進要因
ライフステージを通 じた途切れない支 援	その子らしい成長発達を尊重する保育・教育環境の整備、一貫した支援が受けられる体制整備を進めます。	こども家庭センター	
地域子育て支援拠点 （子育て支援センタ ー）	乳幼児や保護者の交流・相談の拠点となる子育て支援センターを地域に向けて開いていきます。	子育て支援課	重層-地域づくり
地域活動支援センタ ー	障がいのある人の様々な活動や社会参加の拠点となる地域活動支援センターを地域に開き、交流を広げます。	障がい福祉課	重層-地域づくり
共生型等の分野横断 的な福祉サービスの 展開	世代や属性を超えて一人一人の自分らしさを実現するケアを追求していきます。	障がい福祉課 介護福祉課	
認知症地域支援・ケ ア向上事業	認知症カフェやサポーター養成による、安心できる通いの場づくり、学びの場づくり等を進めます。本人支援や家族支援を充実し、孤立や抱え込みの防止、精神的負担の軽減による生きる支援につなげます。	介護福祉課	自殺-基本④生きる促進要因 自殺-重点③シニア・高齢者
介護支援ボランティ ア・ポイント	支え手と受け手に分かれなききっかけとして、ボランティア活動を通じた生きがいや社会参加を広げます。	介護福祉課	重層-地域づくり
支えあいや生活支援 サービスの充実	心身の機能低下や病氣、生きがいの喪失等により自殺リスクが高まる高齢者に、見守りや訪問、通いの場を含む生活支援が身近な地域で行われるよう、地域支えあい協議体や多様な資源との連携や啓発を進めます。	福祉総合相談課	自殺-重点③シニア・高齢者
福祉しごとサポート 南アルプス	身近な場での多様なニーズに応じた雇用のマッチングのため、ハローワークの窓口を設置します。	福祉総合相談課	

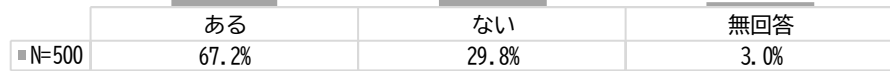
重点目標2

支えあいがまち全体の元気につながる地域づくり

アンケート調査では、多くの方が、地域の活動に参加しており、助けあいは必要だと回答しました。少子高齢化が進み、今までどおりに続けられないことも増える中、防災やごみなど生活に欠かせない助けあいを無理なく続けるとともに、地域の新たな課題にも目を向け、まち全体の元気を支えるような新しい地域づくりを目指していきます。

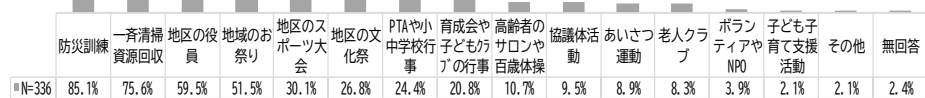
アンケートより

最近5年間で、地域活動に参加したことはありますか
(○は1つ)



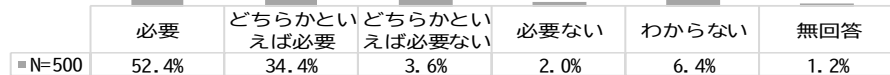
アンケートより

「参加したことがある」人の参加した地域活動
(○はいくつでも)



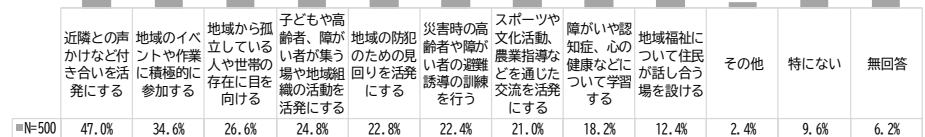
アンケートより

住みやすいまちづくりのために、地域で助けあうことは必要だと思いますか
(○は1つ)



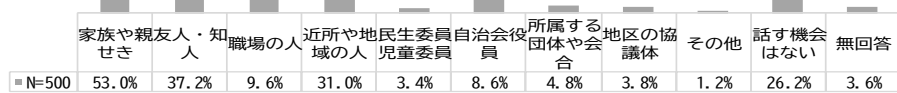
アンケートより

地域（住民）が力を入れることはどんなことだと思いますか
(○はいくつでも)



アンケートより

地域の課題や問題点について、誰かと話す機会がありますか
(○は1つ)



重点施策③ 住民が地域に関心と関わりをもてる場づくり

自分の生活から一步踏み出して、地域の状況や身近な誰かの様子に目を向けるようになることは、支えあいの地域づくりにおける大切な気づきです。

何気ないあいさつから困りごとの解決、災害時の助けあいまで、市民が自分事として地域に関わるような意識を育む福祉教育を充実します。

目指す姿
(ありがたい未来)

- 時代に合った福祉教育が行える地域
- 自分を認めお互いを認めあえる地域
- 地域のことを自分事で考える人がいる地域
- みんなで地域のことを話し合える地域
- 何かあった時に助けあう意識がある地域
- 地域の役職・活動にやりがいを感じる地域

取組の方向性

自分を認め 大切にす 福祉教育	多様なお互いを 認めあう 福祉教育	地域に目を向け 助けあう 場づくり	地域の課題を 発見し考える 場づくり	地域の活動や 役職の 負担の軽減
-----------------------	-------------------------	-------------------------	--------------------------	------------------------

福祉教育は、対等な人としてのいのちの大切さや人間の尊厳を学ぶ実践です。「ともに生き支えあう」の根幹をなす価値観を育む非常に重要な取組です。その形は、福祉教育自体を目的として行うもの（福祉教育事業）と、他の目的で行う活動が福祉教育の効果を発揮するもの（福祉教育機能）の2つがあるとされます。自治会や各種団体を含むあらゆる地域の活動は、そこに参加し関わる中で、何らかの気づきや学びが得られる福祉教育の機能を持ち合わせています。

本市は第3次地域福祉計画に「学（まなび）」を掲げ、平成30年には地域福祉施策推進会議の学（まなび）部会が「ふくしの学びハンドブック」をまとめました。福祉教育について「人々が多様性や違いをこえ、年齢を重ねても、障がいがあっても、認知症になっても、どんな状況にあっても同じ人として認めあい支えあえる心や態度を育み、また実際の行動につなげていくための学び」と定義し、様々なメニューを展開することを目指しました。

疑似体験を中心とする安易な福祉教育では、高齢や障がいの負の部分だけを捉え、「大変」「かわいそう」等といった一方的な印象を与えてしまう“貧困な福祉観の再生産”（上野谷加代子・原田正樹「新 福祉教育実践ハンドブック」全国社会福祉協議会, 2014）につながるものが危惧されます。

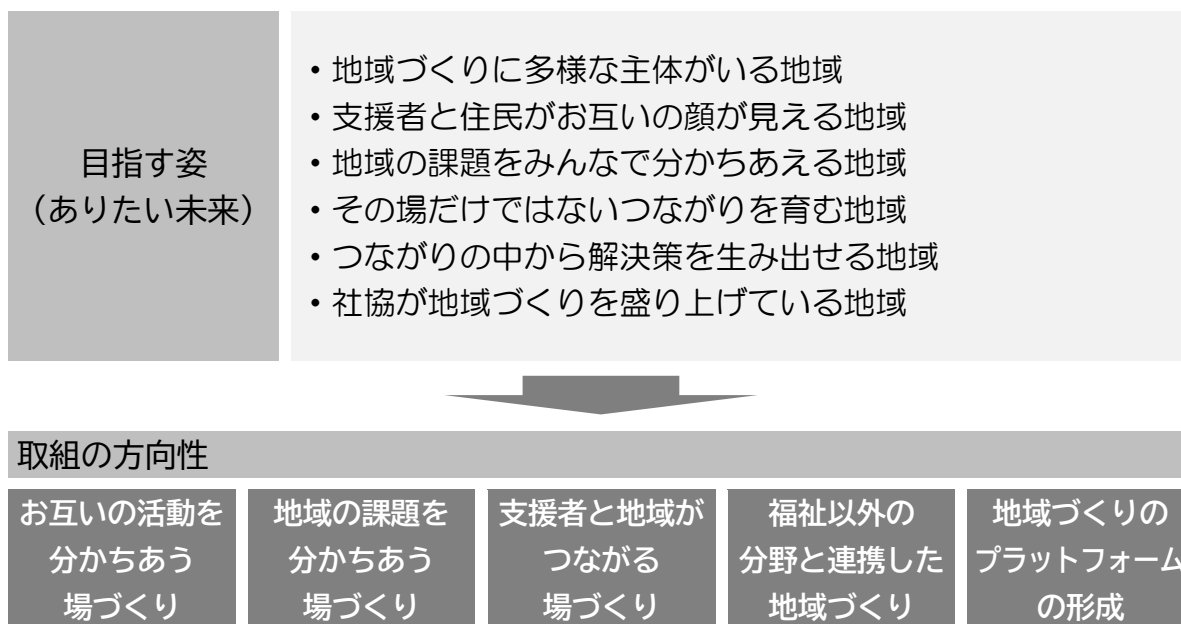
いのちの大切さや人間の尊厳を考えると、その対象は「困っている誰か」である前に、まず自分自身の大切さに気づくこと、そこから身近な誰かに、自分が暮らす地域に、目を向け、お互いの幸せのために関わりあっていけるように、様々な場で、様々な対象に向けて、具体的な取組を進めます。

事業・取組	目指す姿（ありたい未来）に向けて	所管課	備考
全世代に向けた福祉教育の充実	他人事から自分事へ、支えるから支えあうへ、視点を変える福祉教育のメニューを創り発信します。	福祉総合相談課	
健康づくりの推進	市民が主体的に参加できる健康リーグのほか、健診・教室等を通じて自分事として健康に関心をもち、自分を大切にする意識を高めます。自殺など様々なリスクの早期発見と、地域全体での「幸せ実感」を目指します。	健康増進課	自殺-重点①働き盛り世代
生活支援体制整備事業	支えあいの地域づくりを通じた課題発見・学び・生きがいの創出を広げます。	介護福祉課	重層-地域づくり
市民後見人などの権利擁護支援の担い手養成	権利擁護支援などを学び、同じ市民としてその人らしい暮らしを支える活動の担い手となる市民後見人や、意思決定をサポートする地域支援者の養成、多様な活躍の場づくりを進めます。	福祉総合相談課	後見-③-1 人材育成
災害を意識した支えあいの地域づくり	あったかカード登録による見守り体制づくりや、地区防災計画の作成等を通じた共助の活性化を図ります。	福祉総合相談課 防災危機管理課	
介護予防サポーター養成	介護予防のため運動や通いの場づくりに取り組める住民の養成を進めます。	介護福祉課	重層-地域づくり
愛育会・食生活改善推進員の活動支援	健康や食、子育て支援を主眼とした支えあいへの参加と学びの場となるよう取り組みます。	健康増進課	
日赤奉仕団の活動支援	災害救護や献血などの活動を通じた地域密着のボランティアの場として活性化を図ります。	福祉総合相談課	
小規模な事業所へのメンタルヘルス対策	50人未満の小規模な事業所にもメンタルヘルス対策が行き届くよう、精神科医を講師として保健所が開催する「出張メンタルヘルス講座」を市内の事業所に周知します。	商工振興課	自殺-重点①働き盛り世代
寄附や共同募金等の取組	地域づくりへの関心や官民協働の促進につながるため、共同募金や基金の周知を図ります。	福祉総合相談課	

重点施策④ 地域の活動がつながり分かちあう場づくり

既存の制度や分野におさまらないニーズへの対応には、思いをもつ人や活動する人どうしが出会い、つながりながら、視野を広げ、新たなアイデアを生むようなしかけが必要です。

地域福祉活動同士や、福祉以外の多分野との交流、福祉専門職と住民のつながりなど、既存の枠をこえたつながりづくりを進めます。



福祉分野では、つながり分かちあうという言葉とは反対に、最近でも多くの新たな法律や制度が創設され、細分化が進んでいます。その反面、地域では福祉・介護人材の不足をはじめとする働き手不足、担い手不足が顕在化し、社会インフラの維持や安全確保に支障をきたすなど、社会・経済への影響が見え始めています。

こうした中で、先に述べた「福祉でまちづくり」を実践するには、福祉関係者が福祉分野だけを見るのではなく、福祉分野のことを福祉関係者だけでやるのではない、そんな環境をつくっていくことが望まれます。地域に暮らし、活動する様々な人たちが、お互いを知り、思いを分かちあう中で、違いを活かしながら共通の目的に向けて取り組めるような、つながりあう環境の活性化が必要となっています。

重層的支援体制整備事業における地域づくり事業では、「分野・領域を超えた地域の多様な主体が出会い、つながりの中から更なる展開を生む」ためのプラットフォームを形成し、地域の多様な場づくりなどの活性化や発展を図ることとされています。

本市でも、地域における人口減少や少子高齢化が進んでもなお、このまちを元気に、楽しく盛り上げていこうという人や、困っている誰かを取り残さないための場をつくらうという人が、多様な地域活動を展開しています。困りごとだけではない「こうありたい」「こうなりたい」というニーズにも対応できるつながりづくりに向けて、具体的な取組を進めます。

事業・取組	目指す姿（ありたい未来）に向けて	所管課	備考
地域づくり事業 （重層）	地域の活動や人のコーディネート、プラットフォームの形成を進めます。	福祉総合相談課	重層-地域づくり
生活困窮者支援等のための地域づくり事業	重層事業を意識した地域資源やニーズの把握、共助の活性化に取り組みます。	福祉総合相談課	重層-地域づくり
社会福祉協議会運営支援事業	民間の地域福祉活動の推進主体となる社協の持続的な運営を市として支えます。	福祉総合相談課	
地域ささえ愛セミナー	地域共生社会の実現に向け、福祉の視点や最新の動向、市内の実践を知る場として開催し、関係者の連携やセーフティネットの強化を図ります。	福祉総合相談課	自殺-基本③市民への啓発 重層-相談支援
子ども若者ささえ愛ネットワーク会議	子ども若者ささえ愛基金事業の一環として、居場所づくりを行う団体や多分野の関係者による情報交換の場を開きます。	福祉総合相談課	
障害者自立支援協議会	地域生活支援につながる多様なテーマでの協働・実践の場として活性化を図ります。	障がい福祉課	
要保護児童対策地域協議会	こどもを取りまく複合的な課題に対して、多分野の関係機関が参加する会議を開催し、こどもが安心・安全に生活できる地域ネットワークの強化を図ります。	こども家庭センター	自殺-重点④子ども若者
各分野の地域ネットワークとの連携	地域支えあい協議体、障害者自立支援協議会、子ども・子育て会議、健康づくり推進協議会等で、自殺対策や相談体制を周知し連携を進めます。	福祉総合相談課 ほか	自殺-基本①ネットワーク強化

重点目標3

相談から本人中心の支援につながる地域づくり

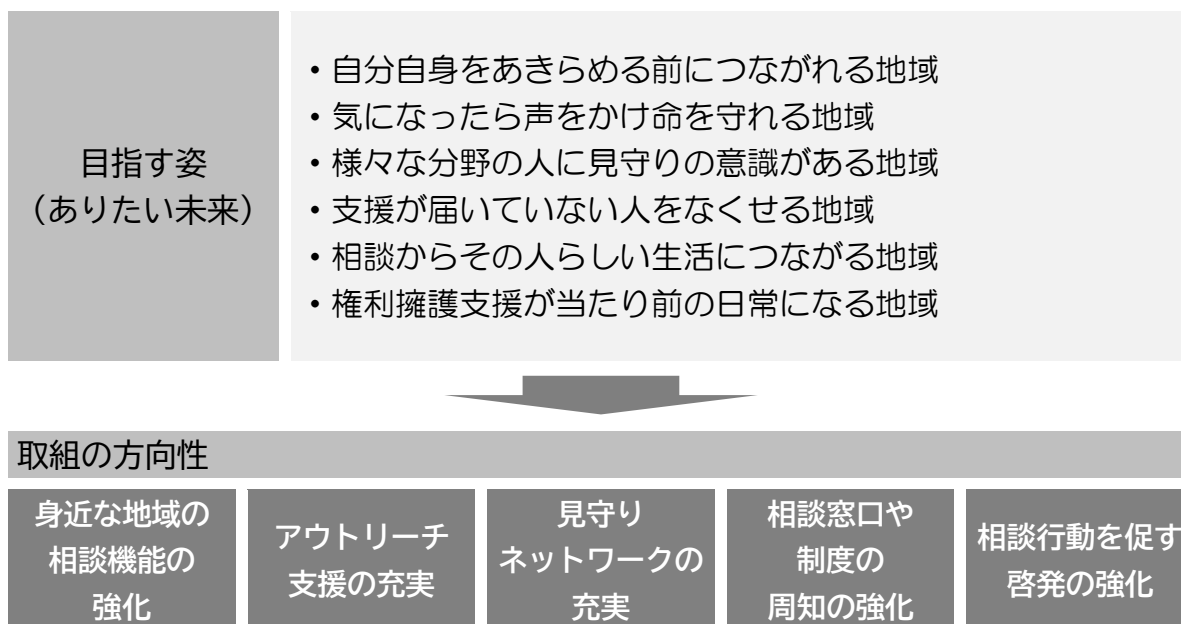
アンケート調査では、多くの人が、困ったときの相談先として身内や友人・知人をあげ、各種相談機関の認知度は決して高くありませんでした。また、相談しようと思うのは信頼できる身近な人であり、住み続けたいのは住みなれた自宅であり、なるべく自分の希望する暮らしや意思決定をしたいと願う人が多いこともわかりました。本人の「こうありたい」を尊重した「本人中心」の支援につなげる、福祉総合相談体制のさらなる前進を図ります。



重点施策⑤ ニーズや困りごとを相談につなげる場づくり

困ったとき「助けて」と言えることや「相談しても良い」「相談窓口がある」と知っていることは、厳しい状況に追い込まれないための大切な力となります。

身近な地域で相談を受け止める取組や、様々な相談窓口があることを周知する取組を強化し、支援が届いていない人への早期支援を強化します。



本市が福祉総合相談体制に取り組むこととした大きな要因に、自ら相談行動を起こせない人の潜在的ニーズの把握や早期支援の必要性、「どこへ相談したら良いかわからない」という声に対して既存の制度にあてはまらない困りごとにも対応できる窓口の必要性などがありました。明確な要件で窓口へ来られる方に対応する“申請主義”の市役所からは見えづらい、相談窓口の存在を知らない人や、相談をあきらめている人の存在が、複雑化・複合化したニーズをもつ個人や世帯の支援の中で、無視できないものとなっていたためです。

困ったときに自ら相談できることはもちろん、身近に困っている人がいたら周囲が声をかけたり相談先へつないだりすることも、大切な相談行動です。地域においては、ひとり暮らしの高齢者や通学中の子どもなど、目に見えやすい対象者への見守りや声かけは活発に行われている一方、働き盛りの人や子育て世代、在宅の障がい者など、つながりの希薄な人たちの困りごとの発見は比較的難しいのが実情です。SNSなどのオンラインのコミュニケーション手段が発達し、窓口や電話での相談よりも、あふれる様々な情報に基づいて対応している人も少なくないと思われます。時代に即した柔軟な対応を模索しつつ、市としてできる方策を総動員して、相談につながりやすい体制を強化する必要があります。

今がどんな状況にあったとしても、一人一人のいのちは、とても大切なものなのです。

自分らしく、こうありたいと、ほっと一息つける1日が必ず訪れると信じて、困っている人に出会い、寄り添っていきたいという相談窓口からのメッセージを、これからも発信し続けていくために、具体的な取組を進めます。

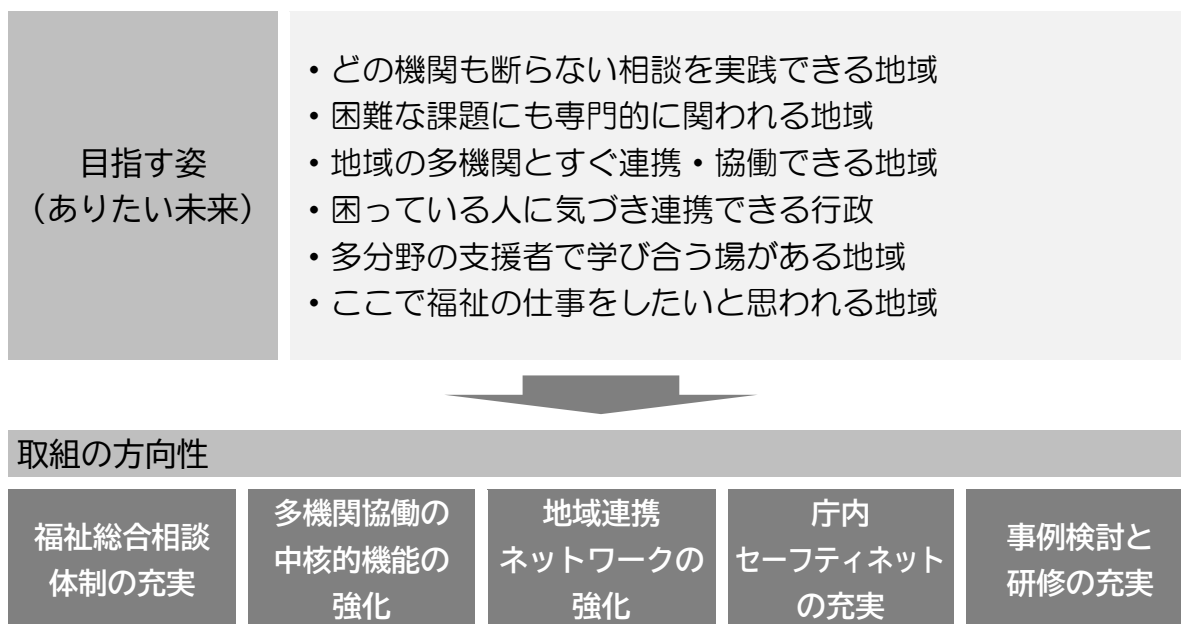
事業・取組	目指す姿（ありたい未来）に向けて	所管課	備考
コミュニティソーシャルワーカーの配置	世代・属性を問わない身近なワンストップ相談とネットワークづくりを担います。	福祉総合相談課	
民生委員児童委員活動事業	住民の身近な相談先として見守り・気づき・つなぎ役となる活動の活性化を図ります。	福祉総合相談課	
民間事業者との見守りネットワーク事業	配達業務や窓口業務を通じた見守り・気づき・つなぎのための連携を図ります。	福祉総合相談課	
成年後見制度の利用促進	その人らしい暮らしが侵害されないための法的枠組の適切な活用を促進します。 ア 身寄りのない人などを支えるための市長申立の適切な実施 イ 国の制度見直しの動き等に応じた見直しを含む成年後見制度利用支援事業の適切な実施 ウ 将来の意思決定支援への備えとしての任意後見制度の活用促進	福祉総合相談課 障がい福祉課 介護福祉課	後見-③-2 利用支援
自殺未遂者や遺された親族等への支援	自殺の再企図を防ぐため、医療機関や消防等と連携した対象者の把握や包括的な支援を行います。遺族の方に支援に関する情報が届くよう広報等で相談窓口や相談会の周知に努めます。	福祉総合相談課	自殺-基本④生きる促進要因
アウトリーチ等継続的支援事業（重層）	課題を抱えながらも支援が届いていない人の把握と関係性構築のための支援を行います。	福祉総合相談課	重層-相談支援
住民等への周知啓発	広報やSNS、その他様々な媒体や研修会等を通じて、相談窓口や成年後見制度、各種支援制度の周知、イメージキャラクターや啓発グッズを活用した「いのちを大切に」等の啓発をすすめます。 民生委員、地域支えあい協議体、愛育会等の団体と連携して、ゲートキーパー養成講座や自殺対策、心の健康に関する学びを充実します。	福祉総合相談課	自殺-基本②支える人材育成 自殺-基本③市民への啓発 後見-④周知啓発
児童生徒のためのメンタルヘルス教育の実施	将来ある世代への早期支援として、自分や友人の悩みを抱え込まず相談していいこと、相談窓口があること、困難やストレスへの対処法など、身につけておくべき「SOSの出し方」に関する教育を、学校と連携して進めます。	福祉総合相談課	自殺-基本⑤児童生徒SOS

事業・取組	目指す姿（ありたい未来）に向けて	所管課	備考
子ども若者への啓発資料の作成と配布	二十歳のつどいの参加者に啓発資料を配布し相談窓口を周知します。中学卒業のタイミングでの啓発も検討します。	福祉総合相談課	自殺-重点④子ども若者
自殺対策強化月間等における取組	毎年3月の自殺対策強化月間に、自殺予防のポイントや相談窓口等の情報を広報に掲載し、自殺対策の周知を図ります。9月の自殺予防週間における取組も進めます。	福祉総合相談課	自殺-基本③市民への啓発
若年層の心の問題に関する支援者養成研修	心の問題等の困難を抱える子どもへのより良い支援のため、子どもや若者の生きづらさやその背景、支援の効果的なアプローチを学ぶ研修を、教職員や福祉関係者向けに開催します。	福祉総合相談課	自殺-重点④子ども若者
市職員向け福祉のまちづくり研修会	庁内セーフティネット関係課や市民の暮らしに接する若手職員を対象に、困難を抱える人の背景や相談のつなぎ先を知らせ、市役所のセーフティネット機能を高めます。	福祉総合相談課	自殺-基本②支える人材育成

重点施策⑥ 包括的な支援を考え実行する場づくり

「ともに生き支えあう地域づくり」は、一人一人の「ふだんのくらしのしあわせ」が積み重なって実現します。多様な困りごとや、ありがたい未来に寄り添い、本人中心の支援を実践できる支援者と支援体制の存在が、その前提となります。

庁内外の連携強化、複雑化・複合化したニーズや支援困難な事例への対応強化、支援者のスキルアップにより、福祉総合相談体制をさらに発展させます。



重層的支援体制整備事業は、高齢・障がい・児童・生活困窮の各分野の相談機関を中心に、断らない相談と多機関協働による包括的な支援を目指すものです。一方、本市はこれら以外の相談機関も含めた福祉総合相談体制をとり、制度の狭間や複合的な課題への世帯丸ごとの対応や、関係機関相互の連携を図ってきました。

福祉関係各課が市役所新館に移転した平成30年11月末から、各相談機関の情報共有の場として毎週開催している福祉総合相談定例会は、令和6年度中に通算300回に達します。困難な事例に直面しても支援者間で気にかけて、声をかけ、助けあえるような関係性の質の向上により、思考の質を高め、行動の質（支援の質）を高めるという好循環を目指しています。

これまで課題であった多機関・多職種での支援が必要なケースの調整役として、新たに位置づける多機関協働事業は、複合的な事例を一律に引き受けるという安易なつなぎ先ではなく、包括的な支援を担う支援者に対する後方支援機能となるものです。

支援者自身が困っても孤立することなく、ともに考え、協力して、本人中心の支援を実践できる地域となることを目指します。いのちを大切に、生きることの包括的な支援を進めるという自殺対策の視点と、成年後見制度利用促進計画のもとで構築された地域連携ネットワークと中核機関の機能、属性を問わない一体的な事業の展開ができる重層的支援体制整備事業がその推進力となります。地域共生社会の実現に向けて、困っている人を誰一人取り残さない、本人中心の支援を実践していけるよう、具体的な取組を進めます。

事業・取組	目指す姿（ありたい未来）に向けて	所管課	備考
福祉総合相談体制の推進	制度の狭間や複合的な課題を受け止め、多職種・多機関で連携して解決にあたる相談支援体制を強化します。福祉総合相談定例会を継続し、困りごとを見逃さず「生きる支援」につなげる意識の共有を図ります。	福祉総合相談課	自殺-基本④生きる促進要因
包括的相談支援と多機関協働（重層）	高齢・障がい・児童・困窮の各機関（包括的相談支援事業）による属性を問わない相談と、調整を担う多機関協働事業が連携し、包括的な支援を行います。相談支援包括化推進員の配置、連携シートの活用を進めます。	福祉総合相談課	重層-相談支援
地域包括支援センターの機能強化	高齢者の介護や心身の悩み、虐待等の課題を受け止め、生きがいをもって暮らせるための包括的な支援を行い、地域包括ケアシステムを推進する機能を、身近な生活圏域できめ細かく展開することを目指します。	介護福祉課	自殺-重点③シニア・高齢者 重層-相談支援
こども家庭相談体制の強化	妊娠期から子育て期までの福祉・保健の一体的かつ一貫した支援を行うこども家庭センターを整備し、機能強化を図ります。	こども家庭センター	自殺-重点④子ども若者 重層-相談支援
生活困窮者自立支援事業の推進	生きることの阻害要因となる生活困窮に対し、自立相談支援事業を中心に、経済的困窮にとどまらず、社会とのつながりや自己肯定感の獲得などの視点も含めた包括的な支援を行います。	福祉総合相談課	自殺-重点②生活困窮者 重層-相談支援
生活保護の適切な実施	資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する人に、健康で文化的な最低限度の生活を保障し自立を支援します。	福祉総合相談課	
虐待対応と養護者・保護者支援	高齢・障がい・児童の虐待事案に対し、緊急対応・危機対応から家族等に寄り添う関わりを含む、支援体制と視点の強化を進めます。	こども家庭センター 介護福祉課 障がい福祉課	
地域連携ネットワークと中核機関の機能強化	包括的な支援の中核として、調整機能と支援者支援の機能を担うため、権利擁護支援の中核機関（権利擁護センター）を、多機関協働事業との一体的な体制として窓口・職員体制を整備します。多様な分野・主体との連携による解決機能の充実と、相談支援、支援チームの形成・自立まで場面に応じたコーディネート機能の強化を図ります。	福祉総合相談課	後見-①相談体制 重層-相談支援
支援調整会議の充実	本人の状況に応じた適切な後見人等の選任、市民後見人等への移行、成年後見制度に限らない権利擁護支援の検討の場として充実を図ります。	福祉総合相談課 障がい福祉課 介護福祉課	後見-②支援チーム
権利擁護支援チームの形成	親族や地域・福祉・医療の支援関係者に後見人等を加えた本人中心の支援チームの形成を支援するため、支援調整会議の活用など中核機関のコーディネートを強化します。	福祉総合相談課	後見-②支援チーム

事業・取組	目指す姿（ありたい未来）に向けて	所管課	備考
自殺対策推進会議の開催	福祉部門に限らず全庁で総合的に自殺対策を推進するため、市幹部職員による会議を行い共通理解と連携の基盤とします。	福祉総合相談課	自殺-基本①ネットワーク強化
市内セーフティネットの構築	生活に身近な行政サービスの窓口での早期発見と連携により、福祉部門だけではない市役所全体でセーフティネットとなるため、関係各課の連絡会議や研修会を行います。	福祉総合相談課	自殺-基本①ネットワーク強化 自殺-重点②生活困窮者
保健所の連絡会議への参加	中北保健所管内の市町、医療機関、警察、消防等で構成される「地域セーフティネット連絡会議」に参加し、情報共有や広域での課題解決等につなげます。	福祉総合相談課	自殺-基本①ネットワーク強化
法曹関係者との協働体制の推進	法テラスや弁護士会や司法書士会等の各種相談制度と連携し、市民や支援関係者が法的な要素を含む相談支援が受けられる体制づくりを進めます。	福祉総合相談課	自殺-重点②生活困窮者
精神科医療との協働体制の推進	働く人をはじめ心の不調を抱える人の困りごとを受け止める「こころの健康相談会」の開催のほか、個別支援や研修会など日々の事業で積極的に地域の精神科医の協力を仰ぎ、ネットワークづくりを進めます。	福祉総合相談課	自殺-重点①働き盛り世代
教育現場との協働体制の推進	心の問題や成長発達における悩みなど、困難な状況にある子どもや保護者に福祉と教育が連携して支援できるよう、相談窓口や支援・連携方法に関する教職員を対象とした研修を毎年度開催します。	こども家庭センター	自殺-基本⑤児童生徒SOS
福祉専門職や支援関係者の研修・事例検討会	支援者の専門性向上、利用者の適切なサービス選択の確保のため事例検討や研修を充実し、ケアマネジメントとソーシャルワーク体制の向上を図ります。また、支援者自身もゲートキーパーとして気づき、見守り、生きる支援の担い手となれるよう、自殺予防の視点を盛り込んだ場づくりに努めます。	福祉総合相談課	自殺-基本②支える人材育成
地域ケア会議の充実と活用	個別の生活課題をもとに取りまく環境や地域の体制を考える場として充実を図ります。	介護福祉課	
居住支援の取組	官民協働のセーフティネットとなる居住支援協議会の構築を目指し、ニーズや課題の把握、関係先との連携を進めます。	福祉総合相談課	
社会福祉法人の公益的取組と地域連携	制度等で満たせない地域のニーズに応じた支援や連携の創出について情報共有を図ります。	福祉総合相談課	

第5章 プランの進め方

1 指標と目標

地域ささえ愛プランは、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）を踏まえ、定期的に取組の状況や成果、課題を評価・検証し、施策の着実な推進を図ります。

3つの重点目標と6つの重点施策に対し、主な評価項目として次の指標を定めます。

重点 目標	重点 施策	指標	現況値	目標値
			R5 末	R11 末
1 その人 らしさが 生きる場 につながる 地域づくり		地域で見守り、声かけなどの助け合いが行われていると感じる市民の割合（市民アンケート）	37.5%	45.0%
	①誰もがつながれる 多様で身近な 場づくり	子ども若者ささえ愛基金による場づくりが行われた小学校区の割合	66.7%	80.0%
		いきいき百歳体操実施箇所数	70箇所	90箇所
	②一人一人が 尊重される 参加と活動の 場づくり	介護支援ボランティア・ポイント制度の延べ活動件数	700件	900件
重層 参加支援事業の協力事業者数		0件	15件	
2 支えあい がまち全体 の元気に つながる 地域づくり		まちづくりに関心があると答えた市民の割合（市民アンケート）	53.5%	58.0%
	③住民が地域に 関心と関わりを もてる場づくり	第3層地域支えあい協議体の設置割合	73.3%	80.0%
		後見 市民後見人の受任件数	3件	10件
		避難行動要支援者の個別避難計画作成数	658人	900人
④地域の活動が つながり 分かちあ う場づくり	社会福祉協議会の登録ボランティアの人数	487人	600人	
	重層 地域づくりのためのプラットフォームの開催	0回	3回	
3 相談から 本人中心の 支援に つながる 地域づくり		生活に困ったとき、市役所に相談窓口があることを知っている市民の割合（市民アンケート）	45.4%	55.0%
	⑤ニーズや困りごと を相談につなげる 場づくり	コミュニティソーシャルワーカーの新規相談件数	145人	150人
		民生委員児童委員（定数178人）の充足率	100%	100%
		自殺 自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）	19.54	13.0以下
	⑥包括的な支援を 考え実行する 場づくり	地域の福祉サービスが安心して受けられると思う市民の割合（市民アンケート）	42.2%	45.0%
		生活保護率	0.58%	0.60%
重層 多機関協働事業者の新規対応件数		5件	30件	
	後見 権利擁護・虐待防止研修会の参加者数	137人	130人	

なお、4つの計画を含む地域ささえ愛プランの進捗の評価には、これらの主な評価項目のほか、第2章に掲げた各種データを含む様々な項目が関連してきます。ここに掲げる指標を軸として、各分野の具体的な取組の状況を広く捉え、目標に対する達成度や成果、課題を多角的に検証、検討し、重点目標と重点施策の目指す姿や方向性に近づいているか、どうすればさらに近づいていけるか議論し、地域づくりの活性化につなげていくものとします。

指標・目標の意味やねらい

第3次総合計画のまちづくり指標として掲げた目標（R11年45.0%、R16年50.0%）を踏まえた目標値。地域の支えあいを実感し、関心を示す回答が半数に近づいていくことを目指す。

子どもたちが歩いて行ける小学校区（第2層）ごとの場づくりを目指す。基金以外での活動も把握しつつ、当面、現況の10地区から12地区へ広がることを目標とする。

自治会の区域（第3層）ごとの場づくりを目指す。町内会単位など小地域の活動も含め、自治会数の86を上回る90箇所に広がることを目標とする。

重層の支援体制整備事業における地域づくり事業の一つとして、世代と属性をこえた活動機会の広がりを目指す。

15ある小学校区に平均1箇所の地域資源がある状態を目指す。居場所や役割、生きがいを創出するための地域づくりの進捗状況进行评估する。

第3次総合計画に掲げた目標（R11年58.0%、R16年65.0%）を踏まえた目標値。市民・事業者・行政による協働で取り組むまちづくりへの関心が高まっていくことを目指す。

市内全域の設置を目指す。各地区の実情を踏まえた住民の歩みに寄りそいつつ、当面、現況からの拡大を図る。

支援調整会議における受任者調整機能を活性化し、新たな受任や専門職後見人からの移行促進を図る。

75歳以上の高齢者のみの世帯など、想定される要配慮者（約8千人）の1割以上に広がることを目指す。専門的支援を必要とする医療的ケア児等の計画作成にも並行して取組む。

地域支えあい協議体と並行して、住民の関心に応じたボランティアの育成と、活動のコーディネートを行う社協ならではの取組が充実し、地域福祉活動が推進されているか検証・検討する。

概ね4ヶ月ごとに開催し、日常的に連携がとれている状態を目指す。具体的な活動内容を含め丁寧に検証する。

すべての市民に向けて相談窓口の周知を図るが、情報の入手や自ら相談行動を起こすこと自体に消極的な人も多いことを踏まえ、当面、回答者の半数以上が「知っている」と答える状態となることを目指す。

住民や民生委員からのつながりも含め、5年後も現況値と同水準で新たなニーズが把握される状態を目指す。

3年ごとの全国一斉改選のほか、途中交代の場合も長期にわたって欠員を生じることなく充足することを目指す。

国が示す当面の目標（H27年からR8年で30%以上減少、自殺死亡率13.0以下）を踏まえた目標値。

サービス利用の機会がない人の中立的回答（わからない等）もあるため、大幅な増加を見込めないが、肯定的回答（そう思う）の増加を目指し、各種制度の周知、相談や窓口対応等の向上を図る。

第3次総合計画に掲げた目標（R11年0.60%、R16年0.60%）を踏まえた目標値。現況値と同水準とするが、数値に固執せず、必要な人の円滑な利用と、生活困窮者への支援全般の充実を図る。

月平均2～3件の「つなぐシート」提出がある状態を目指す。4段階の対応ごとに分類し、検証・検討する。

過去数年の実績110人前後に対し、参加者の多かったR5年度並みの水準の維持を目指す。

2 推進体制

(1) 地域福祉施策推進会議を中心に各年度の進捗管理を行います

地域ささえ愛プランの施策の進捗管理にあたっては、地域福祉計画の策定や推進を話し合う南アルプス市地域福祉施策推進会議で、各年度の評価・検証を行います。推進会議は、市民や関係機関・団体、市の関係部局の職員などで構成し、重点施策に掲げる具体的な取組のほか、各分野の施策・事業の成果や課題、対応策を議論し、施策の前進につなげます。

また、自殺対策計画については庁内の自殺対策推進会議、成年後見制度利用促進計画については南アルプス市権利擁護・成年後見制度利用促進協議会において、それぞれの専門的な見地から、取組の状況や達成度、課題などの評価・検証を行っていきます。

(2) 市役所全体で「ふだんの暮らし」のセーフティネットとなります

市は、市民の「ふだんの暮らし」を支える行政の責務として、福祉総合相談課を中心に保健福祉部が一体となって、このプランの施策を推進します。部内会議を定期的に行い、各分野の施策の進捗や、市民の生活課題への対応状況を共有していきます。

市役所全体がセーフティネットとして福祉総合相談の機能を発揮するため「庁内セーフティネット連絡会議」を毎年度開催し、税・保険・水道・住宅などの福祉以外の業務とも連携を図ります。また、研修等を通じて、市職員の地域福祉に対する理解をすすめます。

(3) 社会福祉協議会と一体となって取り組みます

南アルプス市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条の規定による市町村社会福祉協議会であり、地域福祉の推進を目的とする民間の社会福祉法人です。コミュニティソーシャルワーカー等の相談支援機能を持ち、市民一人一人の「ふだんの暮らし」を支えるとともに、地域支えあい協議体やボランティアなど、住民の様々な福祉活動への関わりを後押ししています。社協を中心とする民間の活動・行動計画である「地域福祉活動計画」が、市の地域福祉計画と両輪となって推進できるよう、様々な事業における一体的な連携・協働と、社協活動の発展・強化に向けた環境づくりを行います。

(4) 取り組んだことを広く市民のみなさんにお知らせします

計画に基づく様々な地域福祉の取組の内容や成果、さらにその先へ進むために役立つ情報などを、広く市民のみなさんにお知らせしていきます。毎年度行う「地域ささえ愛セミナー」のほか、広報やホームページなど様々な形で発信します。

3 おわりに～一人一人の「ありたい未来」

このプランの5年間で、本市が「ありたい未来」に向かうとき、私たち一人一人は、どんな未来に向かっていくのでしょうか。地域福祉施策推進会議のメンバーのみなさんに、それぞれの「5年後のありたい未来」を聞きました。

あなたの「ありたい未来」は、どんなものですか？

誰も置いていかない 1人にしない地域で 自分も誰かに支えられ 支えながら生活したい	気軽に 相談できる 人がいる	健康で 時間にしばられない 生活をしたい	笑っている 私も周りの人も 知らない人も
笑って おいしいものを 食べていたい	1人のニーズから つながる人や場ができる 未来	隣近所と 顔見知りになり 気軽に話ができる	少しでも 地域に目を向けて 過ごしたい
後期高齢者 支えられることも 拒まないが まだまだ 支え手でありたい	あのとき相談して 良かったと 笑顔が生まれている地域	協議体が地域に根づき その中で 自分らしく生きる そんな人が たくさんいる	地域の中で声かけや さりげない支えあい あいさつや立ち話が 気軽にできる日々
困ったときは お互い様の 地域	元気で健康で 地域活動に 参加できている	あの人なら 話してもいいな と思える人の1人に なっている	元気に働いていたい
仕事をしすぎない ワークライフバランスを 整える	こどもも大人も1人でも ファミリーでも いつでも行ける泊まれる ショートステイのできる カフェのおかみ（女将）	行政と様々な 議論ができる 地域のリーダーで いたい	ボウリング アベレージ200 を続けたい
消防団OBとの 集まりが 続いている	元気で 日々楽しく 暮らしている	面白いことが 勃発する街 好きなことをして 生きよう	自分も高齢者になり 地元と人たちと楽しく 笑って過ごしている
10年続けた地域の役 いろいろな人と 知り合いになれる この活動が5年後も 続いていればいいな	自分の代わりに 役をしてくれる人が いればいいな	年齢、経験、性別 などを問わず お互いを尊重する そんな気持ちを 持ち続けたい	

それぞれの「ありたい未来」につなげるための「ともに生き支えあう地域づくり」・・・
あなたも大切な主役の一人です。

このプランのもと、新しい5年間の“地域ささえ愛”を、みんなで進めていきましょう。

1 南アルプス市地域ささえ愛プラン策定関係者

- (1) 南アルプス市地域福祉施策推進会議名簿
- (2) 南アルプス市権利擁護・成年後見制度利用促進協議会委員名簿

2 関係例規

- (1) 南アルプス市地域福祉施策推進会議要綱
- (2) 南アルプス市自殺対策推進会議設置要綱
- (3) 南アルプス市市内セーフティネット連絡会議要綱
- (4) 南アルプス市権利擁護・成年後見制度利用促進協議会条例

1 南アルプス市地域ささえ愛プラン策定関係者

(1) 南アルプス市地域福祉施策推進会議 名簿 (令和7年1月31日現在)

区分	氏名	所属・役職	備考
関係機関又は 団体に属する者 の代表者 (第3条第1項第1号)	上川 心	一般社団法人山梨県社会福祉士会ばあとなあ山梨 (南アルプス市地域包括支援センター運営協議会 委員)	
	横内 幹	みらいコンパニー (南アルプス市障害者施策推進協議会 会長)	
	渡邊 充恵	相談支援センターカマラド (南アルプス市障害者自立支援協議会 会長)	
	秋山 雅美	また明日株式会社/山梨共生ケアネットワーク	
	軽部 妙子	NPO法人あんふあんねっと (南アルプス市子ども・子育て会議 委員)	
	河野 有良	認定NPO法人フードバンク山梨	
	堀内 祐士	社会福祉法人南アルプス市社会福祉協議会 (地域福祉活動計画評価推進チーム)	
	齋藤 雅也	社会福祉法人南アルプス市社会福祉協議会 (地域福祉活動計画評価推進チーム)	
	細田 美紀	社会福祉法人南アルプス市社会福祉協議会 (コミュニティソーシャルワーカー)	
	秋山 靖	社会福祉法人南アルプス市社会福祉協議会 (成年後見センター)	
市民の代表者 (第3条第1項第2号)	今村 幸治	南アルプス市民生委員児童委員協議会 会長	会長
	浅原 知義	南アルプス市地域福祉活動計画策定委員会 委員長	
	有野 守代	南アルプス市愛育会 会長	副会長
	横内 里花	南アルプス市食生活改善推進委員会 会長	
	猪狩紀美子	認知症の人と家族の会やまびこの会 会長 (南アルプス市認知症支援ネットワーク会議 委員)	
	金丸 直明	金丸文化農園/金丸文化学園	
	櫻田 力	南アルプス市防災リーダー連絡協議会 会長	
本市の関係部局 の職員 (第3条第1項第3号)	齊藤 美穂	福祉総合相談課長	
	齊藤 節子	介護福祉課 生活支援コーディネーター	
	新津 幸	市民活動センター 市民活動コーディネーター (南アルプス市みんなでまちづくり推進会議)	
	深澤 茂弥	教育委員会生涯学習課 青少年育成コーディネーター	
その他市長が必要と認める者 (第3条第1項第4号)	高木 寛之	山梨県立大学人間福祉学部 教授	助言者

(2) 南アルプス市権利擁護・成年後見制度利用促進協議会 名簿

(令和7年1月31日現在)

区分	氏名	所属・役職	備考
学識経験を有する者 (第3条第2項第1号)	花輪 仁士	弁護士 (花輪法律事務所)	
	杉本 修	司法書士 (司法書士杉本事務所)	副会長
	上川 心	社会福祉士 (一般社団法人 Cantabile)	
保健・医療・福祉関係団体を代表する者 (第3条第2項第2号)	倉澤 竜馬	介護支援専門員 (ケアプラン緑の木)	
	塩澤 一夫	相談支援専門員 (NPO法人清水館 ことのは)	
	今村 幸治	民生委員児童委員 (南アルプス市民生委員児童委員協議会会長)	会長
その他市長が必要と認める者 (第3条第2項第3号)	深沢 ひろみ	市民後見人	

2 関係例規

(1) 南アルプス市地域福祉施策推進会議要綱

(平成27年7月22日告示第112号)

(設置)

第1条 年齢や障害の有無に関わらず、すべての市民が人として尊重され幸せに暮らす「ともに生き支えあう地域づくり」を進めるため、南アルプス市地域福祉施策推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域福祉計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 地域福祉の推進における地域の課題に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、本市の地域福祉の推進に関わる次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 関係機関又は団体に属する者の代表者
- (2) 市民の代表者
- (3) 本市の関係部局の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に、会長及び副会長を置き、推進会議を構成する者の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要と認める場合は、会議に第3条に規定する者以外の者の出席を求めることができる。

(コアメンバー会議)

第6条 推進会議に企画及び運営を行うため、コアメンバー会議を置く。

- 2 コアメンバー会議は、福祉総合相談課員のうちから会長が指名する者で構成し、随時開催する。

(作業部会)

第7条 推進会議に特定の事項を協議するため、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、推進会議を構成する者のほか当該事項に必要な者で構成し、随時開催する。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、保健福祉部福祉総合相談課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に

諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
(南アルプス市地域福祉施策推進会議要綱等の廃止)
- 2 次に掲げる告示は、廃止する。
 - (1) 南アルプス市地域福祉施策推進会議要綱 (平成22年南アルプス市告示第82号)
 - (2) 南アルプス市地域福祉計画策定委員会設置要綱 (平成25年南アルプス市告示第51号)
 - (3) 南アルプス市地域福祉計画策定作業部会設置規程 (平成25年南アルプス市告示第128号)

附 則 (平成28年3月22日告示第67号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月22日告示第81号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(2) 南アルプス市自殺対策推進会議設置要綱

(平成30年9月19日告示第147号)

(設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第3条第2項の規定に基づき、本市における自殺対策を総合的かつ円滑的に推進するため、南アルプス市自殺対策推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 自殺対策の推進に係る計画の策定及び進捗管理に関すること。
- (2) 自殺対策に関する諸施策の調整及び推進に関すること。
- (3) 自殺対策に関する情報の収集及び連絡に関すること。
- (4) 自殺対策に関する関係行政機関及び関係団体との連携の強化に関すること。
- (5) その他自殺対策の総合的な推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議の委員は、別表に掲げる職員をもって組織する。

- 2 推進会議の会長は副市長を、副会長は保健福祉部長をもって充てる。
- 3 会長は、推進会議を代表し、推進会議を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 委員は、会長の許可を受け、委員以外の者を代理出席させることができる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 5 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、保健福祉部福祉総合相談課において処理する。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年3月22日告示第81号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月22日告示第276号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月15日告示第41号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

副市長、保健福祉部長、人事課長、納税課長、政策推進課長、市民活動支援課長、障がい福祉課長、介護福祉課長、子育て支援課長、こども家庭相談課長、健康増進課長、商工振興課長、管理住宅課長、学校教育課長、上下水道局総務課長、消防本部消防課長
--

(3) 南アルプス市市内セーフティネット連絡会議要綱

(平成28年3月22日訓令第4号)

(設置)

第1条 生活困窮者及び自殺及び虐待等により生活に困難を抱える市民（以下「生活困窮者等」という。）に対する市内における支援体制の整備を図るため、南アルプス市市内セーフティネット連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の推進により構築を目指す福祉総合相談支援体制の検討に関する事。
- (2) 生活困窮者等の支援を図るため、関係機関及び市内相互の連携に関する事。
- (3) 地域福祉計画の普及及び啓発に関する事。
- (4) 自殺対策計画の普及、啓発及び推進に関する事。
- (5) その他必要な事項に関する事。

(構成員)

第3条 連絡会議は、各部局の担当リーダーのうちから福祉総合相談課長が指名する者をもって

構成する。

(会議)

第4条 連絡会議の会議（以下「会議」という。）は、福祉総合相談課長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会議は、構成員全体を対象に行う全体会議及び個別の支援を対象に行う個別会議とする。

(庶務)

第5条 連絡会議の庶務は、保健福祉部福祉総合相談課が処理する。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、連絡会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日訓令第6号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

(4) 南アルプス市権利擁護・成年後見制度利用促進協議会

(令和3年3月23日条例第4号)

(設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第2項の規定に基づき、成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議するとともに、地域の連携を構築し、もって認知症、知的障害その他の精神上の障害がある者を地域で支え合うため、南アルプス市権利擁護・成年後見制度利用促進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 成年後見制度の利用の促進に関すること。

(2) 認知症、知的障害その他の精神上の障害がある者の権利擁護に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 保健・医療・福祉関係団体を代表する者

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 会長は、特に必要があると認めるときは、専門的事項を調査、研究させるため、協議会に専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この条例による最初の会議及び任期満了後における最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。



南アルプス市地域ささえ愛プラン

～ともに生き支えあう地域づくり～

2025～2029

令和7年 月

発行 南アルプス市

編集 保健福祉部福祉総合相談課

〒400-0395 南アルプス市小笠原 376 番地

TEL 055-282-7250 FAX 055-282-6095

E-mail fukuso@city.minami-alps.lg.jp